

知的財産権制度の概要

2023年知的財産権制度説明会（初心者向け）

特許庁総務部普及支援課 産業財産権専門官



1 知的財産とは？

2 特許制度の概要

3 実用新案制度の概要

4 意匠制度の概要

5 商標制度の概要

6 その他の知的財産（不正競争防止法）

7 その他の運用

8 特許庁の中小企業支援策

1. 知的財産とは？

知的財産とは何か？①

盗用されると…



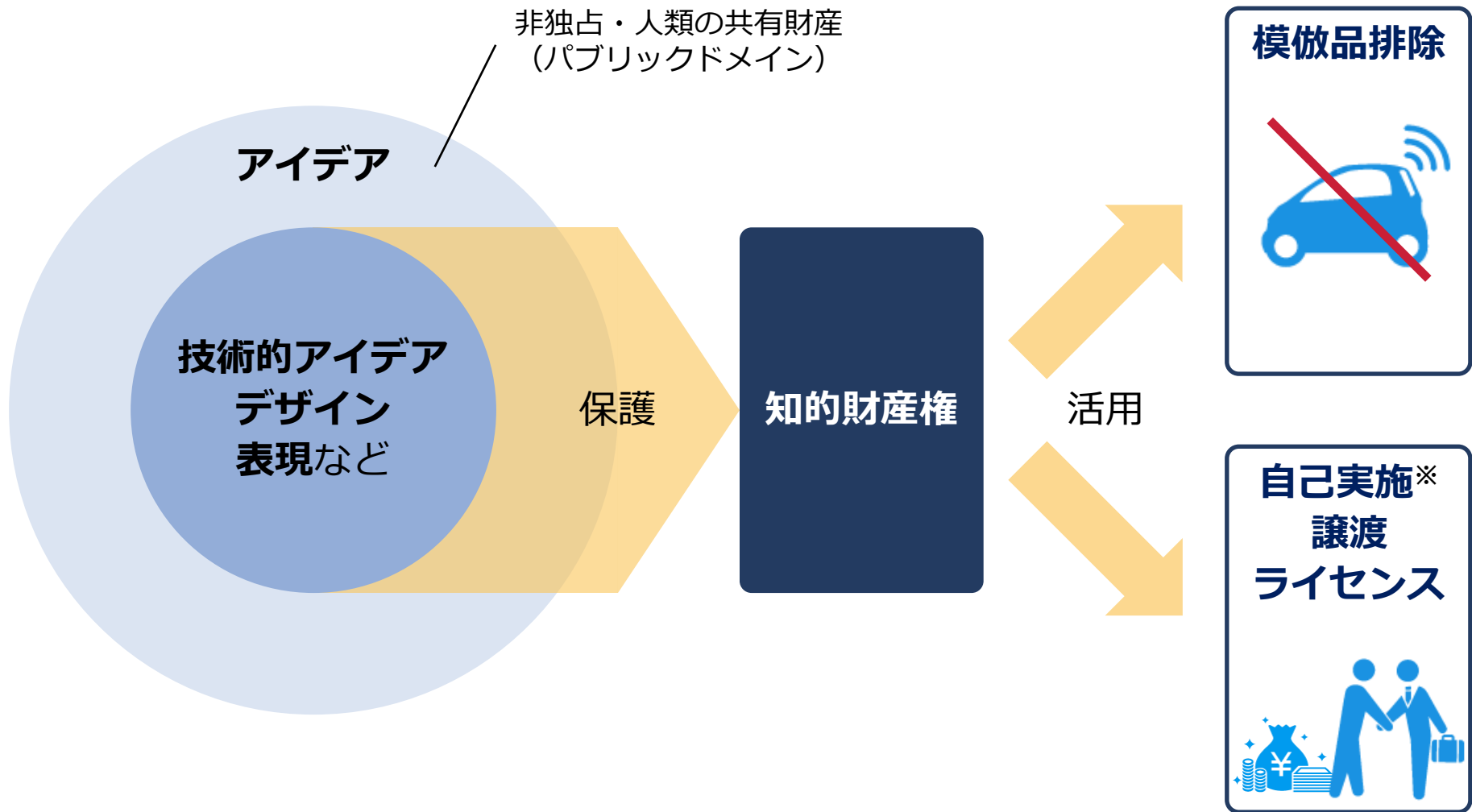
返還を請求できる



情報は誰に帰属するか分からない。
加えて、複製も容易なため、盗用
されても自分の情報だと主張する
のが難しい

では、情報である知的財産はどのように保護されるのだろうか

知的財産とは何か？②



※：製品等の製造、使用、輸出入など。

この商品ご存知ですか…？



「やわらか密封ボトル」のひみつ

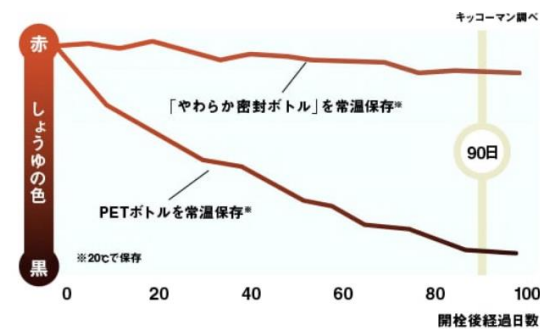


01 押し出し式

ボトルを押すとしょうゆが出て、戻すと止まる「押し出し式」で内側の袋だけが小さくなっていく2重構造。最初から最後まで容器が変形しないので、使いやすさが変わりません。

02 しょうゆの色の変化

しょうゆが空気に触れないから、開栓後常温保存で90日間、鮮やかな色や風味が変わらずいつでも新鮮で美味しくめしあがれます。



03 調節自在の注ぎやすさ

片手でも扱いやすく、狙ったところに注げるので、スムーズな料理の流れを止めることがありません。また、一滴から欲しい分まで、注ぐ量を自在に調節できます。

特許 第5727888号

登録意匠 第1443164号 / 第1459666号

登録商標 第5860508号 / 第6169390号 ほか

(出典) キッコーマン株式会社公式HPを基に特許庁作成
<https://www.kikkoman.co.jp/kikkoman/shinsen/>

身近な商品と知財の関係①

実はこれ**特許**を取得している商品なんです！

(19)【発行国】 日本国特許庁(JP)
(12)【公報種別】 特許公報(B2)
(11)【特許番号】 特許第5727888号(P5727888)
(24)【登録日】 平成27年4月10日(2015.4.10)
(45)【発行日】 平成27年6月3日(2015.6.3)
(54)【発明の名称】 吐出容器
(51)【国際特許分類】
B 6 5 D 83/00 (2006.01)
B 6 5 D 47/20 (2006.01)
B 6 5 D 47/08 (2006.01)
【F I】
B 6 5 D 83/00 G
B 6 5 D 47/20
B 6 5 D 47/08
【請求項の数】 11
【全頁数】 19
(21)【出願番号】 特願2011-153262(P2011-153262)
(22)【出願日】 平成23年7月11日(2011.7.11)
(65)【公開番号】 [特開2012-192975](#) (P2012-192975A)
(43)【公開日】 平成24年10月11日(2012.10.11)
【審査請求日】 平成25年12月9日(2013.12.9)
(31)【優先権主張番号】 特願2011-42180(P2011-42180)
(32)【優先日】 平成23年2月28日(2011.2.28)
(33)【優先権主張国】 日本国(JP)
(73)【特許権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
(73)【特許権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコーマン株式会社

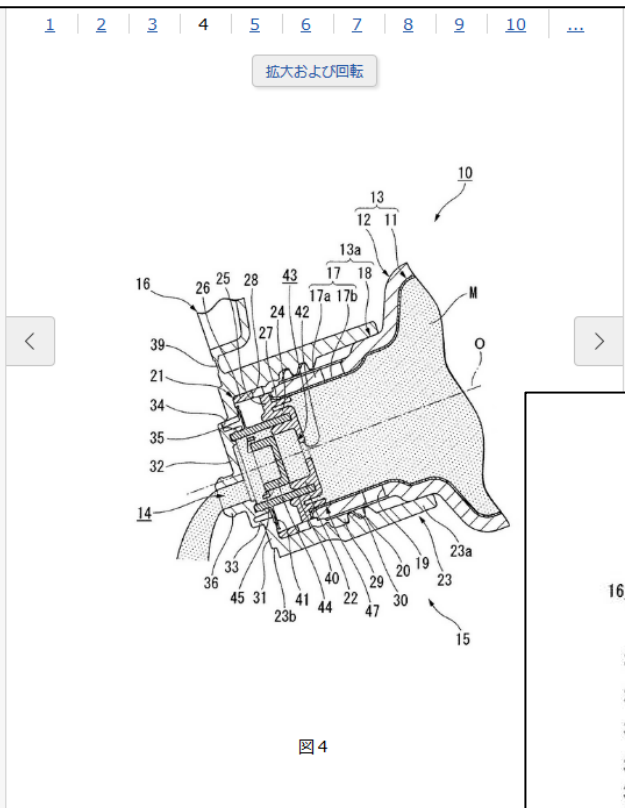


図4

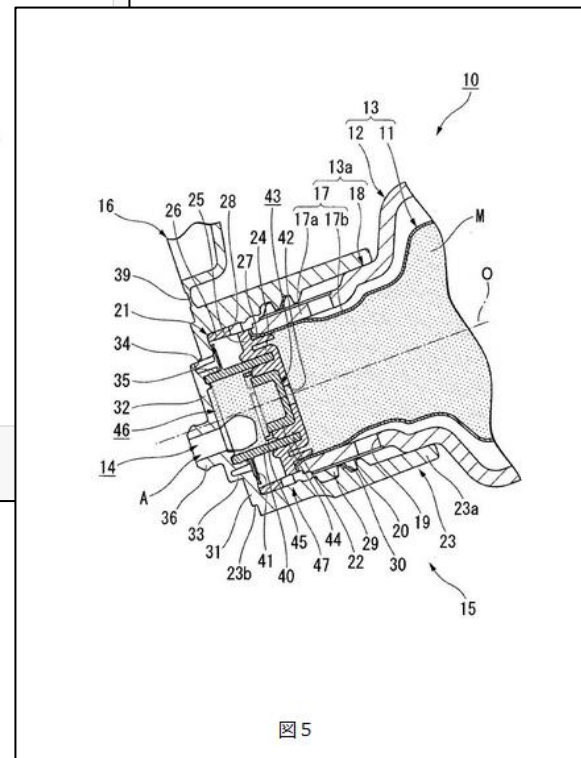



図5

特許第5727888号
株式会社吉野工業所
キッコーマン株式会社
「吐出容器」

身近な商品と知財の関係②

特許の他に形状を「意匠権」として登録！

(19) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (J P)
(45) 【発行日】 平成24年6月11日 (2012. 6. 11)
(12) 【公報種別】 意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】 意匠登録第1443164号 (D1443164)
(24) 【登録日】 平成24年5月11日 (2012. 5. 11)
(54) 【意匠に係る物品】 注出口付き包装用容器
【部分意匠】
【関連意匠の意匠登録番号】 意匠登録第1443689号 (D1443689)
(52) 【意匠分類】 F4-730
(51) 【国際意匠分類 (参考)】 09-01, 09-03
【Dターム】 F4-730BB
(21) 【出願番号】 意願2011-12979 (D2011-12979)
(22) 【出願日】 平成23年6月8日 (2011. 6. 8)
(72) 【創作者】
【氏名】 桑垣 傳美
(72) 【創作者】
【氏名】 福本 将士
(72) 【創作者】
【氏名】 米山 正史
(72) 【創作者】
【氏名】 宮入 圭介
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコーマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】 Kikkoman Corporation
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】 YOSHINO KOGYOSHO CO., LTD.
(74) 【代理人】
【識別番号】 100079108
【弁理士】
【氏名又は名称】 福業 良幸
(74) 【代理人】
【識別番号】 100080953
【弁理士】
【氏名又は名称】 田中 克郎
【審査官】 小林 裕和
(55) 【意匠に係る物品の説明】 本物品は、内容物を抽出するための注出口を有する包装用容器である。




登録意匠第1443164号
キッコーマン株式会社 株式会社吉野工業所
「注出口付き包装用容器」

(出典) (独) 工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

登録意匠第1459666号
キッコーマン株式会社 株式会社吉野工業所
「包装用容器の注出口」

(9) 【発行国・地域】 日本国特許庁 (J P)
(5) 【発行日】 平成25年1月21日 (2013. 1. 21)
(2) 【公報種別】 意匠公報 (S)
(11) 【登録番号】 意匠登録第1459666号 (D1459666)
(4) 【登録日】 平成24年12月14日 (2012. 12. 14)
(54) 【意匠に係る物品】 包装用容器の注出口
【部分意匠】
(2) 【意匠分類】 F4-91220
(51) 【国際意匠分類 (参考)】 09-07
【Dターム】 F4-91220AB
(1) 【出願番号】 意願2012-17080 (D2012-17080)
(2) 【出願日】 平成24年7月18日 (2012. 7. 18)
(72) 【創作者】
【氏名】 福本 将士
(72) 【創作者】
【氏名】 桑垣 傳美
(72) 【創作者】
【氏名】 坂本 智
(72) 【創作者】
【氏名】 宮入 圭介
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000004477
【氏名又は名称】 キッコーマン株式会社
【氏名又は名称原語表記】 Kikkoman Corporation
(73) 【意匠権者】
【識別番号】 000006909
【氏名又は名称】 株式会社吉野工業所
【氏名又は名称原語表記】 YOSHINO KOGYOSHO CO., LTD.
(74) 【代理人】
【識別番号】 100079108



身近な商品と知財の関係③

さらに商品名は「**商標権**」として登録！

(111)登録番号	: 第5860508号
(151)登録日	: 平成28(2016)年 6月 24日
(450)登録公報発行日	: 平成28(2016)年 7月 26日
(441)公開日	: 平成27(2015)年 2月 3日
(210)出願番号	: 商願2015-2273
(220)出願日	: 平成27(2015)年 1月 13日
先願権発生日	: 平成27(2015)年 1月 13日
(180)存続期間満了日	: 令和8(2026)年 6月 24日
拒絶査定発送日	: 平成27(2015)年 8月 4日

商標(検索用)	: いつでも新鮮
(541)標準文字商標	: いつでも新鮮
(561)称呼(参考情報)	: イツデモシンセン

(732)権利者 氏名又は名称	: キッコーマン株式会社
住所又は居所	: 千葉県野田市

付加情報	: 標準文字
審判番号	: 2015-19794
審判種別	: 査定不服審判
審判請求日	: 平成27(2015)年 11月 4日

法区分	: 平成23年法
国際分類版表示	: 第10版
(500)区分数	: 1

(511)(512) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】
30 しょうゆ
31A02

登録商標第5860508号
キッコーマン株式会社
「いつでも新鮮」

(出典) (独) 工業所有権情報・研修館 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)

(111)登録番号	: 第6169390号
(151)登録日	: 令和3(2019)年 8月 9日
(450)登録公報発行日	: 令和3(2019)年 9月 3日
(441)公開日	: 平成27(2015)年 9月 1日
(210)出願番号	: 商願015-78506
(220)出願日	: 平成27(2015)年 8月 17日
先願権発生日	: 平成27(2015)年 8月 17日
(180)存続期間満了日	: 令和11(2019)年 8月 9日
拒絶査定発送日	: 平成30(2018)年 4月 17日

商標(検索用)	: 生
(561)称呼(参考情報)	: ナメ
商標の分類コード	: 30

(531)図形等分類

20.7.1; 20.7.25; 26.7.20;
25.7.21; 26.11.3; 26.11.8;
26.11.10; 27.5.1.30; 27.5.3;
27.5.21; 29.1.1.1; 29.1.1.7;
29.1.1.4; 29.1.5.2; 29.1.7.1;
29.1.7.2; 29.1.8.2; 29.1.11;
29.1.15; 45.1

(732)権利者 氏名又は名称	: キッコーマン株式会社
住所又は居所	: 千葉県野田市

付加情報	: (501)図形4つ (501)図形用し票
審判番号	: 2018-0768
審判種別	: 査定不服審判
審判請求日	: 平成30(2018)年 7月 17日

法区分	: 平成23年法
国際分類版表示	: 第10版
(500)区分数	: 1

(511)(512) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】 【類似群コード】
30 加糖調味料として用いられるもの
01A01 04D01 20A01 20B01 25D01 25D09 30A01 30D09 31A01
31A02 31A03 31A04 31A05 31B01 31D01 31X09 31D04 31P03
32P04 32P06 32P08 32P09 32P10 32P13 32P14 32P15 32P99
32X09 33A01 33A02 33A03 33B09

登録商標第6169390号
キッコーマン株式会社

知財ミックスの事例

これらの商品で使われている代表的な権利



一つの製品を複合的に権利化
= 知財ミックス

知的財産権の種類①

知的創作物についての権利等

特許権 (特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年 (一部25年に延長)

実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

意匠権 (意匠法)

- 物品、建築物、画像のデザインを保護
- 出願から25年

著作権 (著作権法)

- 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後70年 (法人は公表後70年、映画は公表後70年)

回路配置利用権

(半導体集積回路の回路配置に関する法律)

- 半導体集積回路の回路配置の利用を保護

- 登録から10年

育成者権 (種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年 (樹木30年)

(技術上、営業上の情報)

営業秘密 (不正競争防止法)

- ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

営業上の標識についての権利等

商標権 (商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年 (更新あり)

商号 (商法等)

- 商号を保護

商品等表示 (不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

地理的表示 (GI)

(特定農林水産物の名称の保護に関する法律)

- 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び

地理的表示 (GI)

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)

- ついている産品の名称を保護

産業財産権 = 特許庁所管

知的財産権の種類②

【絶対的な独占権】

特許庁、農水省、国税庁の登録や指定によって発生する権利

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

育成者権

地理的表示 (GI)



「知らなかった」ではすまされない権利

【相対的な独占権】

登録を要しない権利

著作権

商品等表示、営業秘密



ものまねしてはいけない権利

知的財産権の比較①

主な知的財産権					
産業財産権					
	特許権	実用新案権	意匠権	商標権	著作権
保護対象	発明	物品の構造・形状の考案	物品等のデザイン	商品やサービスのマーク	創作的な表現 (文芸・学術・美術・音楽など)
保護の趣旨	創作の奨励			業務上の信用の維持	創作の奨励
目的	産業の発達				文化の発展
権利取得のための審査	あり	なし※1	あり		なし※2
権利期間	出願から最長20年	出願から最長10年	出願から最長25年	登録から最長10年(更新可)	創作から作者の死後70年
権利の性格	【絶対的独占権】 権利者から見ると…まねしていないものにも権利が及ぶ 第三者から見ると…知らなかったでは済まされない				【相対的独占権】 独自の創作には権利が及ばない まねでなければ問題ない
所管	特許庁				文化庁

※1：実用新案権を行使する場合には、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければならない。実用新案技術評価書とは、特許庁の審査官が、新規性、進歩性などに関する評価を行うものである。

※2：著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としない。ただし、取引の安全を確保するなどのために著作権登録制度がある。

知的財産権の比較②

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法
①権利主義 例：意匠登録を受ける権利	○	○	○	
②登録主義	○	○	○	○
③審査主義	○		○	○
④先願主義	○	○	○	○
⑤属地主義	○	○	○	○

知的財産権の比較③

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法
①産業上（工業上）の利用可能性	○	○	○	○
②自然法則を利用した技術的思想	○	○		
③新規性	○	○	○	
④進歩性	○	○		
⑤創作非容易性			○	
⑥自他識別性				○

出所表示機能・品質保証機能・宣伝広告機能

知的財産の管理がなぜ必要なのか？ 知的財産活動の6つのメリット

メリット1

他との違いが「見える化」される

- ・知的財産権を取得することで、自社の技術や商品の特徴が「見える化」され、他社との違いが明確になる

メリット2

社員の「レベルアップ」を推進できる

- ・従業員のモチベーションアップや、社内の創意工夫の促進に役立つ
- ・ノウハウなどの強みの共有で、社員のスキルが向上する

メリット3

競合する企業との「競争で優位」に立てる

- ・模倣品の開発の阻止に役立つ
- ・新たな競合者の参入防止に役立つ

メリット4

取引先との「交渉力」を強化できる

- ・技術力のある、信頼性の高い企業であることを取引先に示すことができる
- ・大手との交渉で「当社にしかできない理由」を示すことができる

メリット5

顧客にオリジナリティを「伝える」ことができる

- ・自社がもつ独自性（オリジナリティ）をPRすることができる
- ・知的財産権をもつことで「本物感」や「安心感」を与えることができる

メリット6

パートナーとの「関係づくり」に生かせる

- ・知的財産権をライセンスすることで自社の技術や商品を他社に「使ってもらう」ことができる
- ・パートナーとなる相手方にも「当社と組む理由」を示すことができる

権利侵害に対する救済措置と刑事罰

差止請求権

- 権利を侵害する者あるいは侵害するおそれがある者に対して、侵害の停止又は将来における侵害の予防を請求することができる。
- また、侵害品の廃棄だけでなく、侵害品の製造設備の廃棄を求めることができる。

損害賠償 請求権

- 権利を侵害された場合、侵害者に対して損害賠償を請求することができる。
- 権利者による損害額の立証は困難な場合が多いので、損害賠償額の算定について、推定等の特則を設けている。

信用回復措置 請求権

- 侵害行為によって業務上の信用を害した場合には、新聞への謝罪広告の掲載等、業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求することができる。

不当利得返還 請求権

- 侵害者が侵害行為によって不当に得た利益の返還を請求することができる。

侵害罪

- 特許権を侵害した者は、直接侵害の場合は、刑事罰として、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科される。間接侵害の場合は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処され、又はこれを併科される。
- 所定の違反行為が法人の代表者等によってなされたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられる。

2. 特許制度の概要

① 「発明」と「特許」

特許制度の目的

■ 目的

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。 (特許法第1条)

発明の保護
(権利者)

一定期間独占権の付与
(模倣に対してやめなさい！
と言える権利)

特許は、発明をオープン
(開示) にすることが前提

発明の利用
(第三者)

公開された発明をもとに、改良
技術の開発促進 (改良発明の誘発、
新たな発明の機会) 特許発明等の
利用の普及に貢献

特許法上の発明（保護対象）

■ 「発明」 = 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの

自然法則を利用

技術的思想

創作

高度

×自然法則以外の法則 例：経済法則など

×人為的取り決め 例：ゲームのルールそれ自体など

×自然法則それ自体 例：万有引力の法則など

×いわゆる技能 例：フットボールの投げ方

×情報の単なる提示 例：デジタルカメラで撮影された画像データなど

×美的創作物 例：絵画や彫刻

○天然物から人為的に分離した化学物質

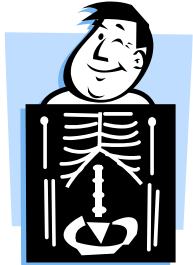
×天然物、自然現象等の単なる発見など



×ゲームのルール



×フットボールの投げ方



×X線の発見

（「高度」とは、実用新案法の「考案」と区別するためのものである。そのため、「発明」に該当するか否かの判断に当たって、「高度」でないという理由で「発明」に該当しないとされることはない）

特許を受けることができる発明の要件

保護対象となる要件

特許法上の「発明」であること

「特許を受けることができる発明」の要件

産業上利用することができる

新しいものである（新規性）

容易に思いつくものでない（進歩性）

同一発明を先に出願されていない

公序良俗等を害しない

明細書等の出願書類の記載が規定どおりである

- 「産業として利用できるものに該当しないもの」に該当しないこと

「産業として利用できるものに該当しないもの」

- ①人間を手術、治療又は診断する方法の発明
(→ ○医療機器、医薬自体は物に該当)
- ②業として利用できない発明
 - ・個人的にのみ利用される発明（喫煙方法等）
 - ・学術的、実験的にのみ利用される発明
- ③理論的には発明の実施が可能であっても、その実施が実際上考えられない発明
 - ・オゾン層の減少に伴う紫外線の増加を防ぐために、地球表面全体を紫外線吸収プラスチックフィルムで覆う方法



×医療行為

新しいものである（新規性）

- 新規性がある = 今までにない「新しいもの」である

【新規性がない発明】

特許出願前に、日本国内又は外国において、

「公然」とは、
守秘義務を負わない
人に公にすること

公然と知られた発明

(テレビ放映、発表)

公然と実施された発明

(店で販売、製造工程における
不特定者見学)

頒布された刊行物に記載された発明、
電気通信回線を通じて公衆に利用可能
となった発明

(特許公報、研究論文、書籍、
インターネット上で公開)

新規性喪失の例外の適用が受けられる場合

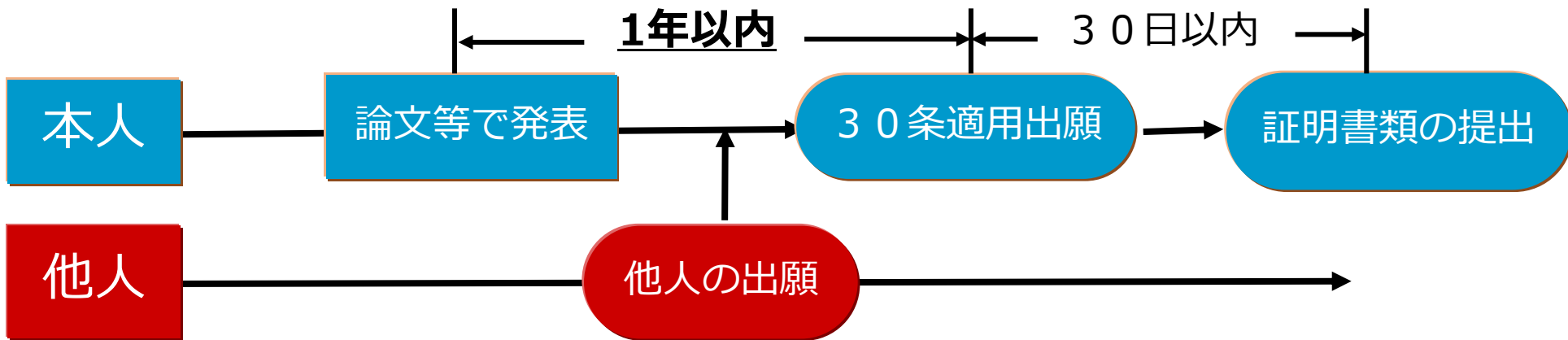
公開態様に限定はない

- 試験を行う
- 刊行物に発表する
- インターネットで発表する
- 集会（学会等）で発表する
- 展示会（博覧会等）へ出品する
- 販売する
- 記者会見する
- テレビ・ラジオで発表する 等



発明が初めて
公知となる

発表と出願のタイミング

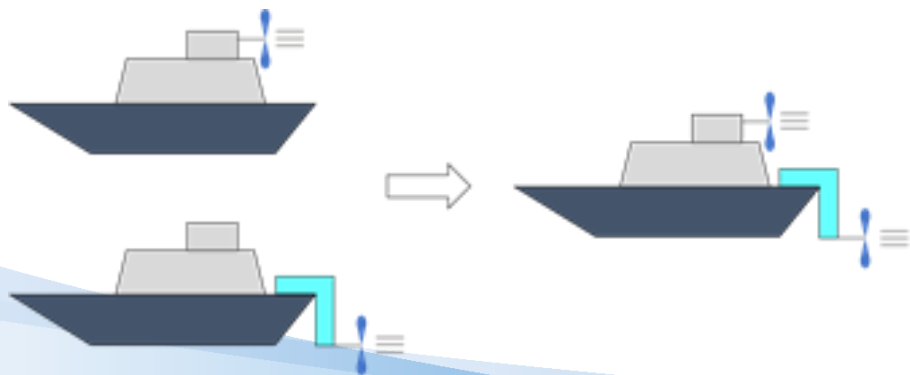


- 本人の出願→他人の先願と同一であれば拒絶される
- 他人の出願→論文の内容が公知技術となり拒絶される

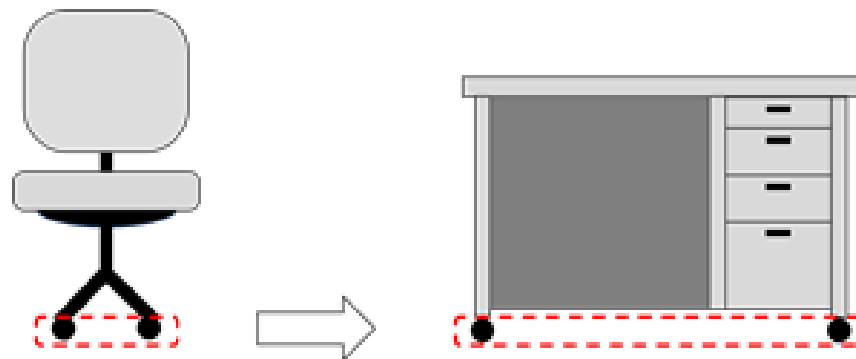
- すでに知られている発明を少し改良しただけの発明のように、誰でも容易にできる発明は、特許を受けることができない。

発明の属する技術分野における通常の知識を有する者（当業者）からみて、その発明に至る考え方の道筋が容易であるかどうかで判断する。

- ①公然と知られた発明や実施された発明を単に寄せ集めただけにすぎない発明



- ②発明の構成の一部を置き換えたにすぎない発明



同一発明を先に出願されていない

- 先に発明を完成した者でなく、先に特許庁に出願した者に特許権が与えられる。
- これを、「先願主義」と呼んでいる。

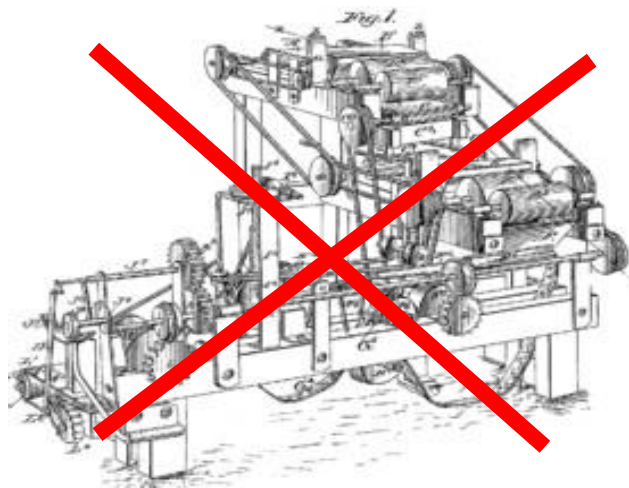
✓ 発明をしたらできるだけ早く出願することが大切。

- 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するような発明は、他の全ての要件を満たしていても特許を受けることができない。

(例) ×紙幣の偽造機械

×麻薬の製造方法

×遺伝子操作により得られたヒト自体 等



- 特許を受けるためには、特許庁へ書面で手続（特許出願）する必要あり。
 - ⇒ 発明の保護と利用を図るためには、特許を受ける発明の内容を明らかにする必要がある。
- ✓ 当業者が実施できる程度に記載されているかどうか
 - ⇒ 発明の内容は教えられないが、権利だけ欲しいは×
- ✓ 権利を求める技術的な範囲が明確か
 - ⇒ 発明を正確に把握できなければ、特許を受けられるかの審査や権利侵害の有無の判断もできない。
- ✓ 形式的なルールに従って記載されているか
 - ⇒ 例えば、特許請求の範囲には発明の内容を請求項に区分して記載し、各請求項には【請求項1】、【請求項2】のような連続番号を付す。

【書類名】 特許願
【整理番号】 1 2 3 7 7 7
（【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際特許分類】 F 1 6 L 2 7 / 0 0
【発明者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号 特許庁株式会社内
【氏名】 発明 太郎
【特許出願人】
【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号
【氏名又は名称】 特許株式会社
【代表者】 発明太郎
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 1 4 0 0 0
【提出物件の目録】
【物件名】 特許請求の範囲 1
【物件名】 明細書 1
【物件名】 図面 1
【物件名】 要約書 1

自然人

権利取得後の権利者

識別番号は、既に番号が付与されている者のみ記載。識別番号を記載した場合は、【住所又は居所】欄を省略することも可能。

「円」や3桁ごとの区切り点(,)は記入しない。

<明細書>

第1頁

【書類名】 明細書
【発明の名称】 電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラ
【技術分野】
【0001】
本発明は電気スチル画像記憶カートリッジ及びカメラに関する。
【背景技術】
【0002】
従来の銀塩式カメラは、近年普及してきた電気式カメラに比べて高解像度な画像が得られる利点が多い。
【先行技術文献】
【特許文献】
【0003】
【特許文献1】 特開2003-499999号公報
【非特許文献】
【0004】
【非特許文献1】 特許太郎著「画像記憶カメラのいろいろ」特許出版、2003年、p. 12-34
【発明の概要】
【発明が解決しようとする課題】
【0005】
しかしながら、銀塩式カメラは、撮影した画像を見るために現像処理をしなければならぬなど、取扱いが煩雑になる欠点があり、銀塩式カメラに電気式カメラを一体化するという方法も携帯性や小型化などの点で不利がある。
【課題を解決するための手段】
【0006】
本発明は、従来の銀塩写真カートリッジと互換性がある形状の電気スチル画像情報を記憶する手段を備えたカートリッジと、銀塩式及び電気式の両方のカートリッジを装填可能カメラとを提供することで上記課題を解決する。
【発明の効果】
【0007】
本発明は、高品質な銀塩画像を得たい場合には、銀塩フィルムカートリッジを装填し、手軽な電子画像を得たい場合には、電気スチル画像記憶カートリッジを装填するだけで、銀塩式と電気式の2種類の画像形式を選択でき、カメラ本体も1台で済むため携帯に優れ、光学系の供用化による小型化も可能になる。

第2頁

【図面の簡単な説明】
【0008】
【図1】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図2】本発明の別の例に係る電気スチル画像記憶カートリッジの概観図である。
【図3】本発明に係る電気スチル画像記憶カートリッジと銀塩写真カートリッジを併用可能にしたカメラの概観図である。
【発明を実施するための形態】
【0009】
本発明のカートリッジは、図1に示されるように、カートリッジ本体1にCCD素子2、電気スチル画像記憶用のメモリー3及び電源供給用の電池4を内蔵し、さらに外部との情報交換を行うための端子5を設けている。
【実施例】
【0010】
また、図2に示すように、接続コード6を介してCCD素子2をカートリッジ本体1に接続してもよい。
【0011】
本発明のカメラは図3に示されるように、カメラ本体7に情報交換のための接点8が設けられている。この接点8は銀塩写真カートリッジのDXコードの読み取り接点としても機能、これを介してレリーズ信号等の情報がカメラ本体7側とカートリッジ本体1側との間で交換される。
【符号の説明】
【0012】
1 カートリッジ本体
2 CCD素子
3 メモリー
4 電池
5 端子
6 接続コード

<特許請求の範囲>

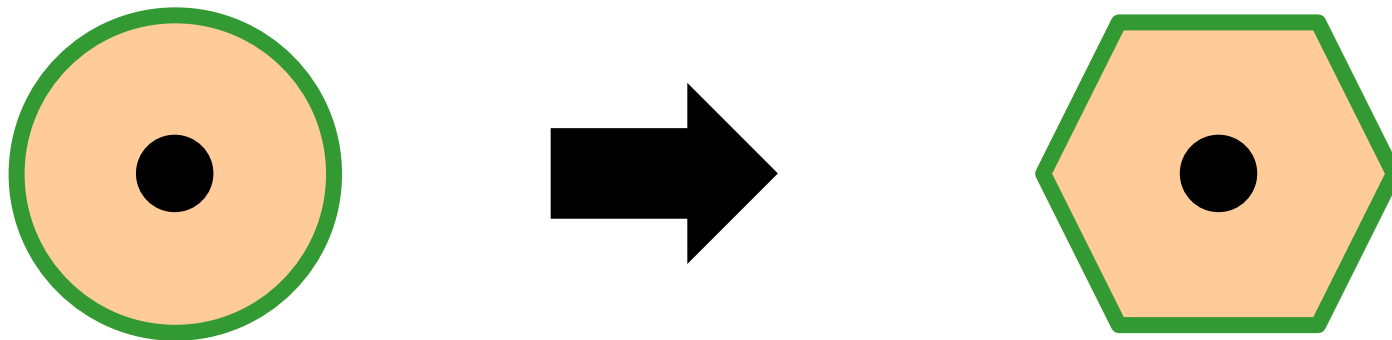
【書類名】 特許請求の範囲
【請求項1】 電気スチル画像情報を記憶する記憶手段を有してなる電気スチル画像記憶カートリッジ。
【請求項2】 銀塩写真カートリッジと請求項1に係る電気スチル画像記憶カートリッジを併用可能にしたカメラ。

少し考えてみましょう！

世の中の鉛筆の断面がすべて円であった場合

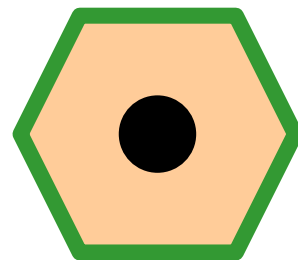
机の上に置くと転がってしまうという弱点あり

それならばと六角形の鉛筆を開発！

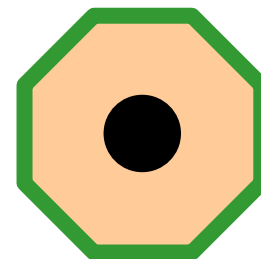
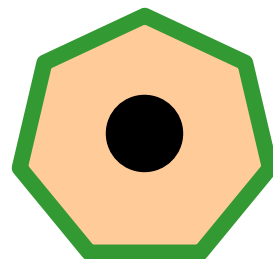


さて、みなさんはどのように定義して特許出願しますか？

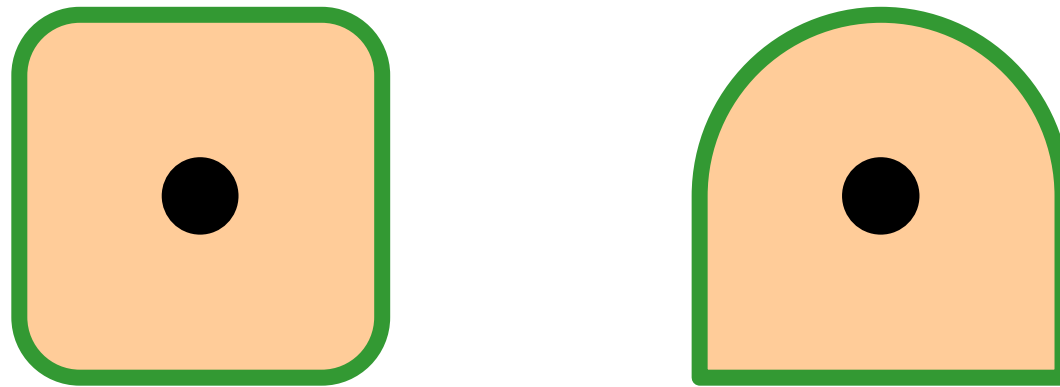
① 断面が六角形の鉛筆



② 断面が多角形の鉛筆



③ 断面の少なくとも一部が直線である鉛筆



2. 特許制度の概要

②発明は誰のもの？

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 社内の開発モチベーションを高めるために、ボーナスや処遇など報奨制度が有効です。一方で、社員がした発明について特段の定めがない場合には、会社が権利を保持することができない可能性があります。
- そのため、職務発明規程を定め、権利関係を明確にしておくことが重要です。

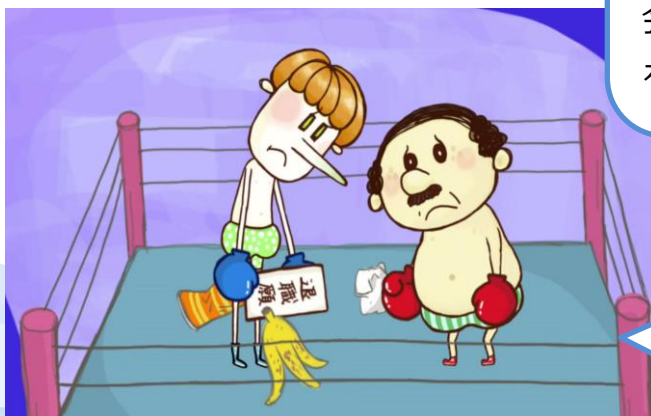
職務発明の落とし穴 # 102 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/102/index.html>



とある会社では、優秀な人材を採用することができ、社内の開発力が強化されるとともに、周囲の社員も触発されて、モチベーションが高まっています。しかし…。

活躍していた社員が突然の退職。なんと、その社員は自身が開発した技術の特許出願していた。
会社は、従業員が開発した技術について特許を受ける権利は会社側にあると主張するが…。

会社の定め
なし
譲渡契約
なし
出願の権利
無くならない



会社はあらかじめ特許を受ける権利について定めておらず、特許を受ける権利の承継もしていなかった。さらに、元社員は、開発に対する相当の利益を与えられず、モチベーションが下がったと主張。職務発明規程を作っておけば良かった。

- 職務発明について、使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、専用実施権が設定されたものとみなされたときは、従業者等は「相当の利益」を受ける権利を有する。
- 「相当の利益」の内容の決定については、使用者等と従業者等との間の自主的な取決め（職務発明規程等）に委ねることを原則としている。
- 自主的な取決めがない場合や、自主的な取決めによって利益を付与することが不合理である場合は、裁判所が「相当の利益」の内容を定める。
- 不合理であるか否かは、特に①協議、②開示、③意見聴取といった手続面を重視して判断することとしている。

①協議

相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況

②開示

策定された当該基準の開示の状況

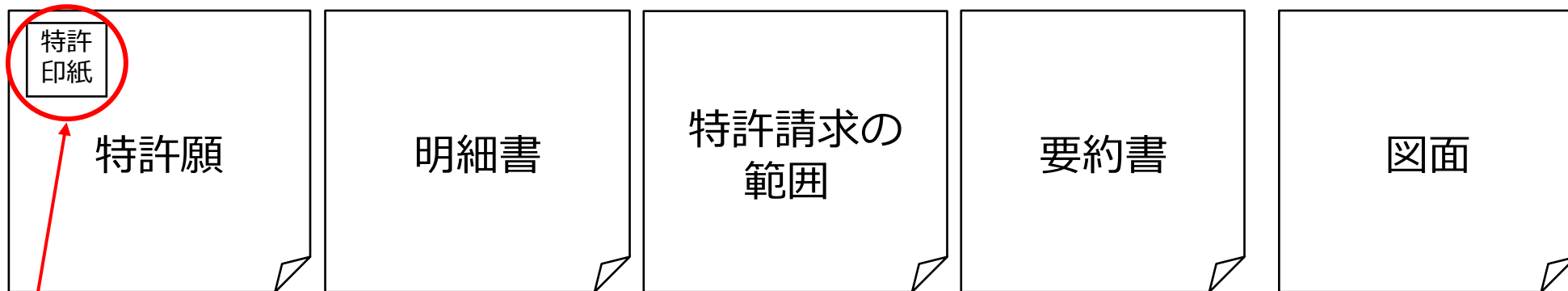
③意見聴取

相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取

2. 特許制度の概要

③出願から特許権取得まで

(特許出願するために、特許庁に提出が必要な書類)



× 収入印紙

書面出願

または

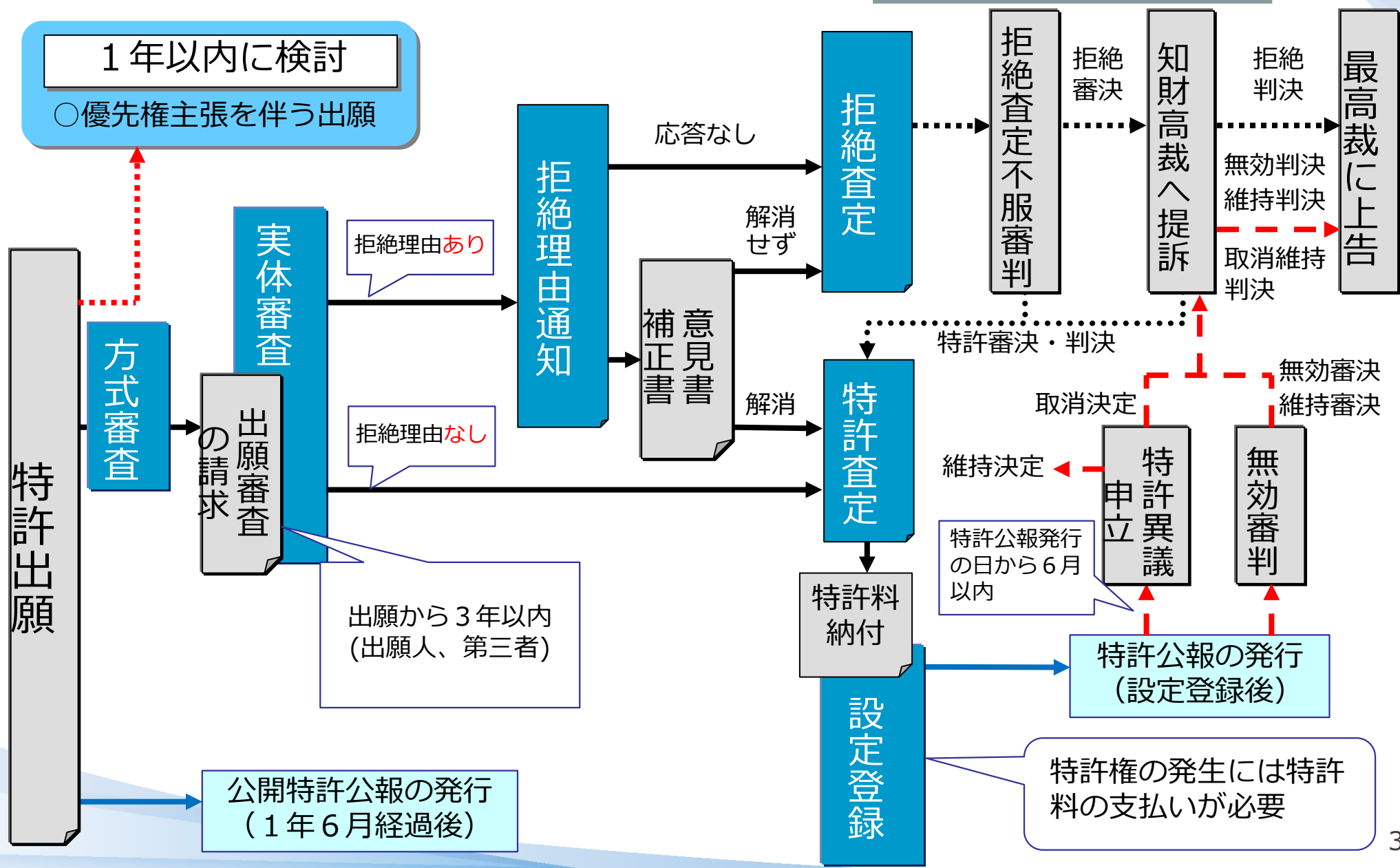
電子出願



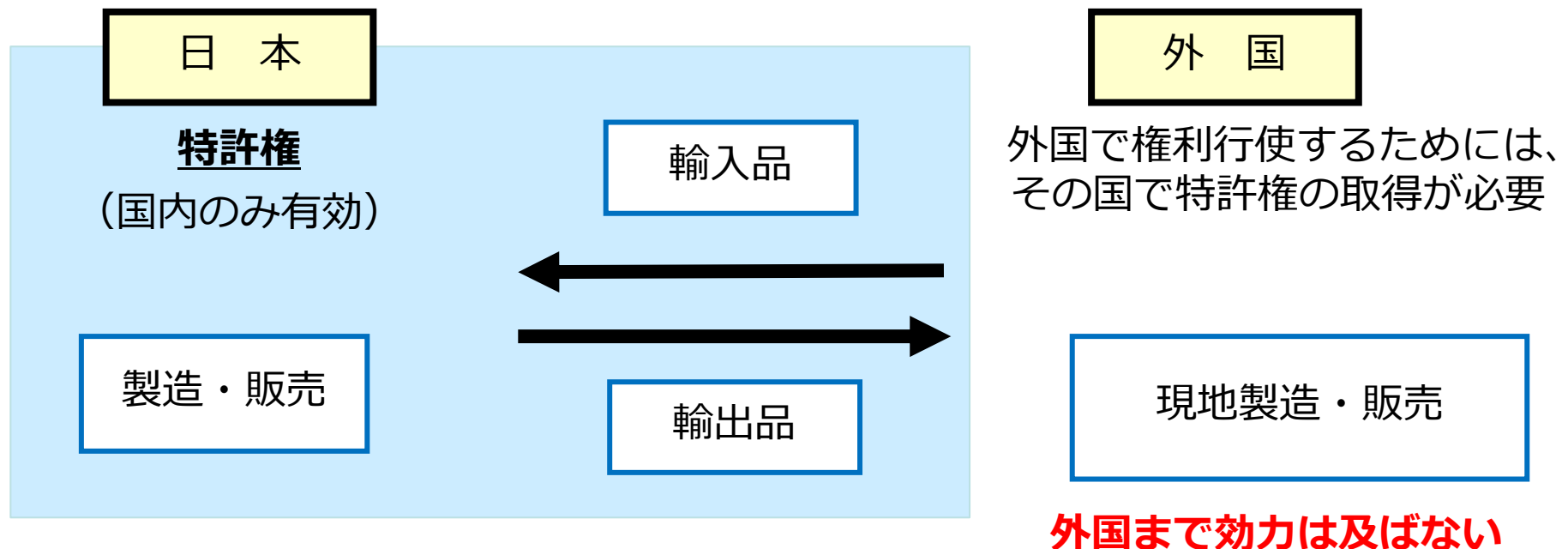
提出



特許庁
JAPAN PATENT OFFICE

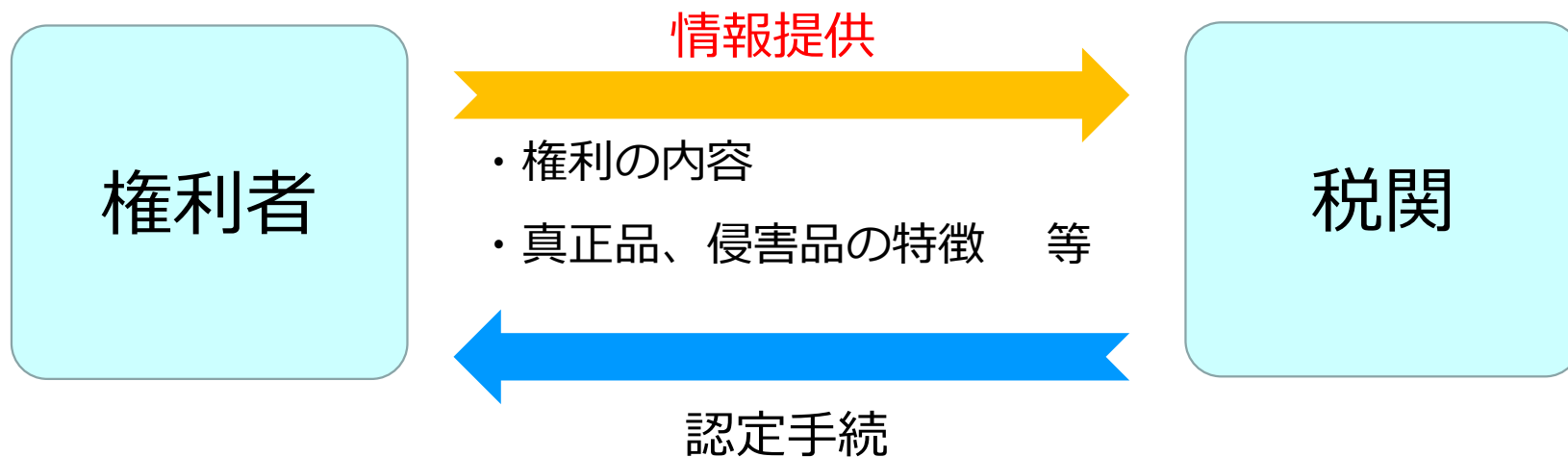


- 特許権等が保護されるのは、権利を取得した国に限られる。
 - ※特許、実用新案、意匠、商標のすべてに関して同様
- 外国で製造・販売・使用する場合は、その国での権利の取得が重要
- 但し、侵害品の輸出入を税関で差し止めることは可能



(参考)日本税関の輸入差止申立制度

- 権利者が、直接税関に対して、侵害貨物の輸出入を差止め、認定手続を執るべきことを申し立てることができる制度

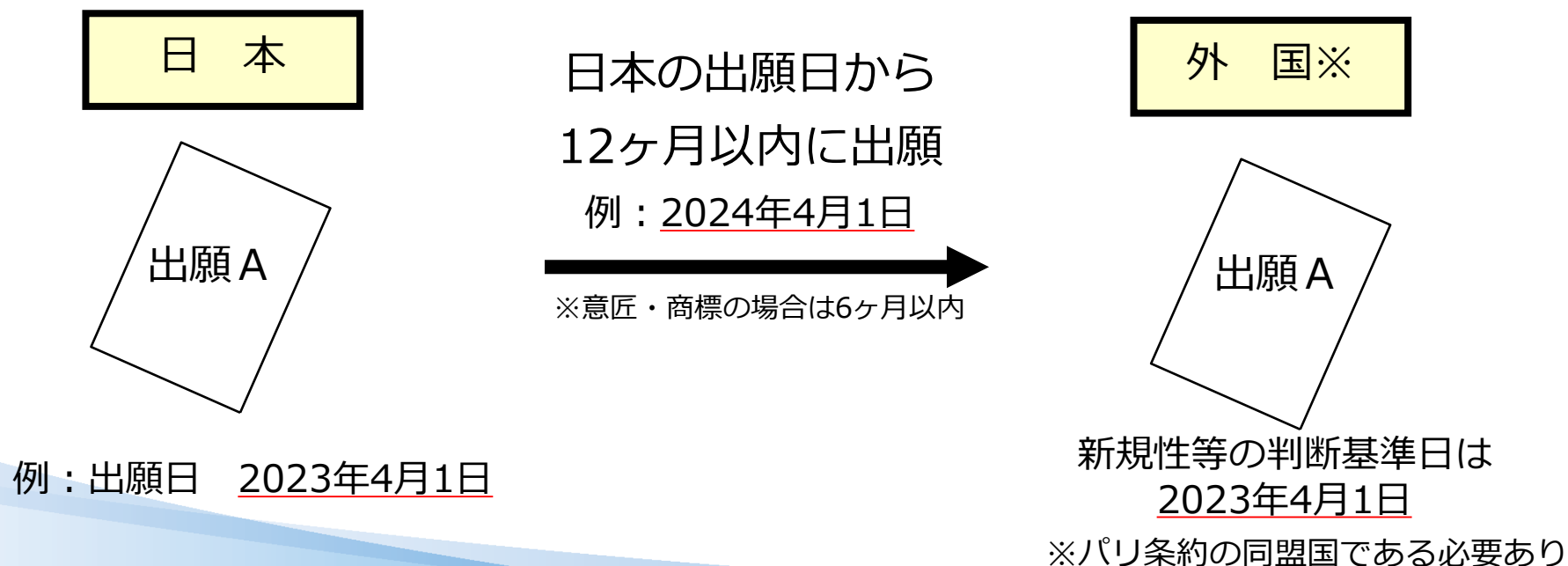


- ✓ 申立ての手数料不要
- ✓ 申立てが受理されると、全国の税関の取締りに活用
- ✓ 多様な種類の知的財産が申立ての対象
- ✓ 提出された識別資料を用い、迅速かつ効率的な取締り



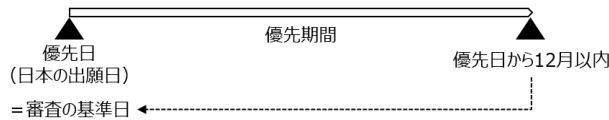
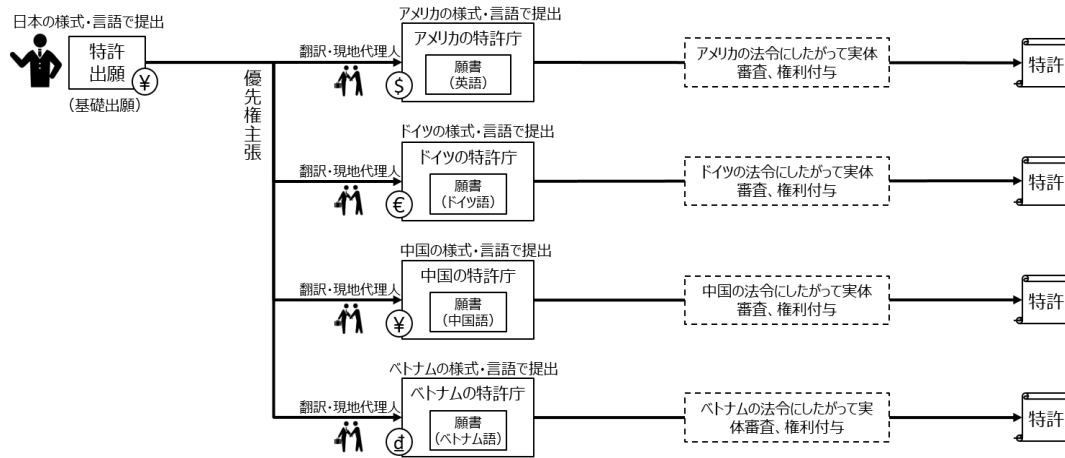
- 複数の国に出願する場合、それぞれ出願方法や手続の言語が異なるため、同時に出願日を確保したい出願人にとっては負担が大きい。
- このような場合、パリ条約に基づく優先権制度を利用すると便利。

✓ 優先権を主張する「後の出願」に関する新規性や進歩性等の判断基準日は、「先の出願」の日にされた出願と同様の扱いを受けることが可能



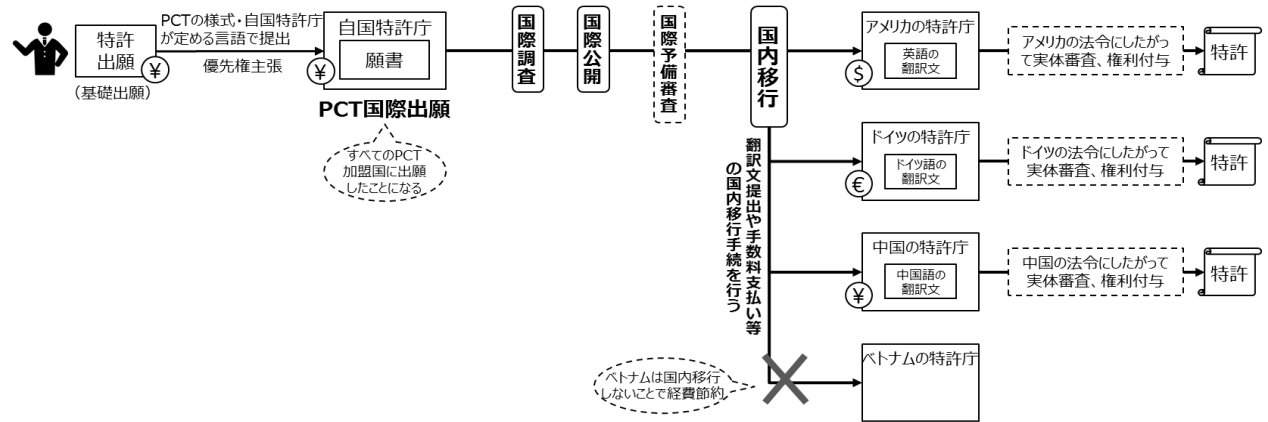
外国特許庁に対して直接出願

各国では、特許権を取得するための手続を独自に定めており、その国の様式、言語により出願書類を作成する必要があります。そのため、国数が多くなればなるほど、すべての国に対して迅速に手続を行うことは困難である。



PCT国際出願

PCT国際出願では、国際的に統一された出願書類を、PCT加盟国である自国の特許庁に対して1通だけ提出すれば、出願時のすべてのPCT加盟国に対して「国内出願」を出願したことと同じ扱いを受けることができる。



知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 特許出願、意匠出願などの知的財産の権利化のための手続の際に、発明や意匠に関する情報を開示することになります。
- そのため、権利行使が現実的に可能かなど検討した上での出願戦略が必要です。

製造方法を特許出願した時の落とし穴 #61 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/61/index.html>



込み入った形を効率的に作るための製造方法を実現できて社長は自画自賛。
まねできるようなものでもなく、成功間違いなしとご機嫌です。

そこで従業員が「製造特許」をとることを提案。
社長は快諾しますが・・・・・・・・



出願した特許発明が拒絶され、権利化することもできず
しかも、発明が公開されてしまったためまねされ放
題・・・・・・・・
模倣品が出回り商機を逃してしまいます・・・・・・・・



出願戦略をお悩みの際は、知財総合支援窓口にご相談を。

3. 実用新案制度の概要

■ 目的

物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もつて産業の発達に寄与すること

■ 保護の対象

産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定される。
したがって、「方法」や「物質」は保護対象とならない。

形状とは

- 外部から観察できる物品の外形

構造とは

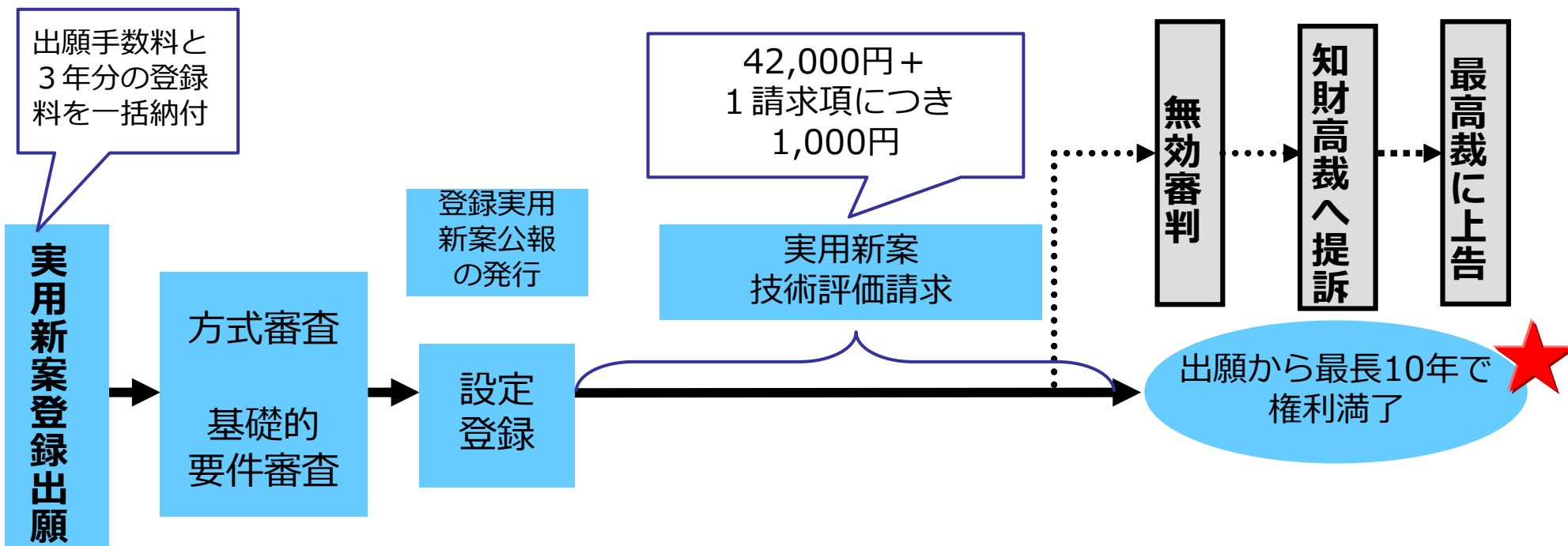
- 物品の機械的構造を意味し、いわゆる物品の化学構造のようなものを含まない

組合せとは

- 単独の物品を組み合わせて使用価値を生ぜしめたもの
例：ボルトとナットからなる締結具

	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
費用 (登録から3年分)	約18万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければならない
出願件数	年間約28万9千件	年間約4500件

技術評価書
42,000円+1請求項につき1,000円



実用新案登録に基づく特許出願

原則、出願の日から3年以内ならば可
(当該実用新案権は放棄)

実用新案登録の訂正

請求の範囲の減縮等を目的とする訂正が可能 (ただし1回限り)

- 実用新案権は、実用新案技術評価書を提示して警告した後でなければ、行使することが不可（第三者も技術評価書を請求可）
- 実用新案権の有効性を判断する材料として、特許庁審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関する評価を行い、請求人に通知

※ 実用新案技術評価書の評価に係る番号の意味

評価は「1」から「6」の内から該当するものが選択され、
「6」以外の場合は新規性等を否定されたことになる

- 1～5 省略（詳細は、知的財産権制度入門 II 様式編「実用新案技術評価書」参照）
6. 新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない
（記載が不明瞭であること等により、有効な調査が困難と認められる場合も含む。）。

■ 特徴

- ・ 早期権利化が可能
- ・ 特許に比べ費用が安い
- ・ 特許への変更出願が可能 等

4. 意匠制度の概要

■ 目的

この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
(意匠法第1条)

■ 保護の対象

意匠法が保護するのは「物品」、「建築物」、「画像」のデザイン

乗用自動車



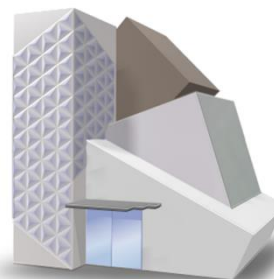
包装容器



ヘッドマウント
ディスプレイ



博物館



商品購入用画像



建築物・画像の意匠は令和元年意匠法改正により新たに保護対象になりました。

改正に関する情報の詳細は特設サイトをご覧ください！ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



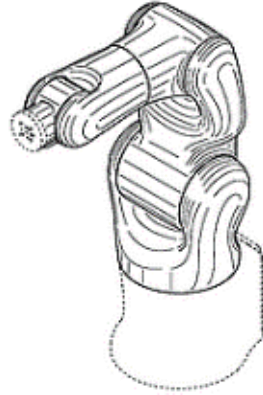
意匠登録されたものの例



ソフトクリーム
意匠登録第1484789号



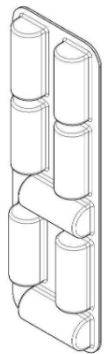
ロボット
意匠登録第1610882号



産業用ロボット
意匠登録第1507942号



(参考) エリアマーカー™
(株式会社小糸製作所提供)
(右図) 意匠登録第1672383号
「車両情報表示用画像」



ブリストアパック
意匠登録第1464022号



包装用瓶
意匠登録第1411571号



(参考) ユニクロPARK 横浜ベイサイド店
(株式会社ファーストリテイリング提供)
(右図) 意匠登録第1671773号
「商業用建築物」

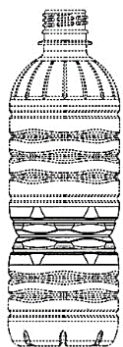


(参考) 蔦屋書店
(カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社提供)
(右図) 意匠登録第1671152号「書店の内装」

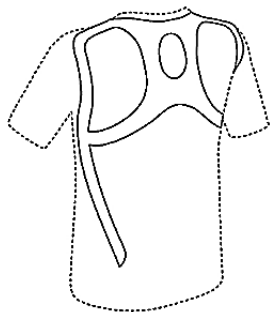
意匠のさまざまな性質と保護による効果

技術保護の補完

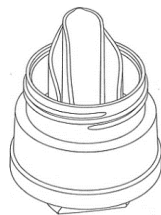
- ・形状と機能とが深い関係にある形状等
- ・技術によって生み出された形状等
- ・部品形状等



ボトル
意匠登録第1329280号



スポーツシャツ
意匠登録第1324024号



包装用容器の注ぎ口
意匠登録第1418183号

機能的な
意匠

個性的な
意匠

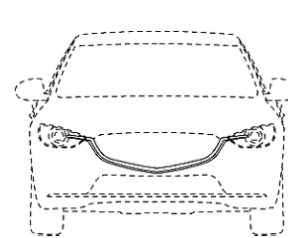
魅力的な
意匠

一般的な「デザイン」保護

- ・特に美しさを追求した形状等
- ・洗練された形状等

ブランドの形成

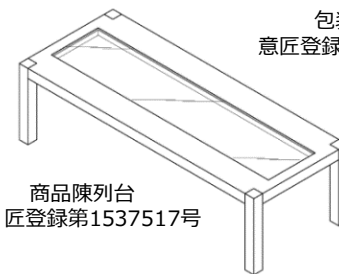
- ・継続的に使用する形状等
- ・複数製品に共通する形状等
- ・プロモーションアイテムの形状等



乗用自動車
意匠登録第1412277号



包装用缶
意匠登録1404027号



商品陳列台
意匠登録第1537517号

意匠権に期待される効果

ビジネスを守る



特許庁・裁判所・警察など
(外国)

- 外国での審査・紛争時の優位性獲得



ライバル企業
模倣品メーカー

- 他者への牽制



模倣品メーカー



裁判所・警察 (日本)

- 模倣品・類似品の排除

侵害品の差止請求

(意匠法第37条)

損害賠償請求

(民法第709条)

刑事告訴

信用回復措置請求

(意匠法第41条)

創作者 (意匠設計者・インテリアデザイナー等)



社内を活性化させる

- モチベーションの向上
- 報奨金の支給

ビジネスを発展させる



取引先企業

- 信頼性向上
- オリジナリティの証明 (コンペなど)
- デザインカンのアピール



建築物・内装のユーザー
(顧客、消費者)



協力企業、投資家など

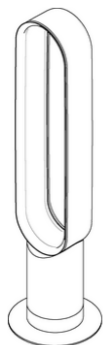
- ライセンス機会の創出
- 投資家へのアピール

意匠権に基づく輸入差止

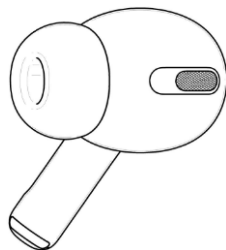
- 意匠権は外観の権利であるため、意匠権侵害品の発見が容易。
- 近年、水際における意匠権による差止件数は増加傾向。

税関における輸入差止事例

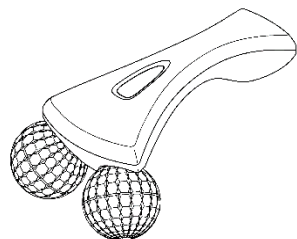
意
匠
権



送風機
意匠登録1371412号



イヤホン
意匠登録第1667777号

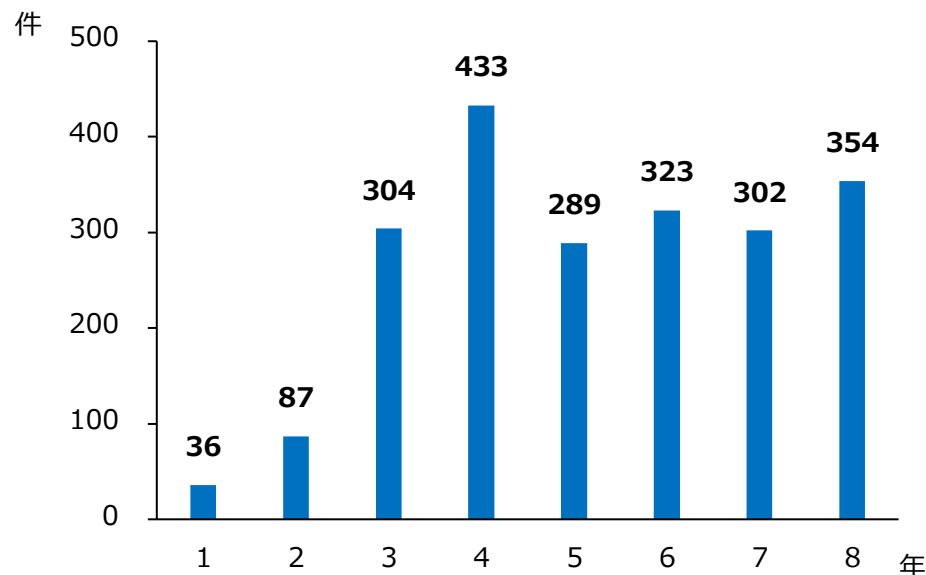


美容用ローラー
意匠登録第1387971号

差
止
品



意匠権侵害物品の輸入差止実績（件数）



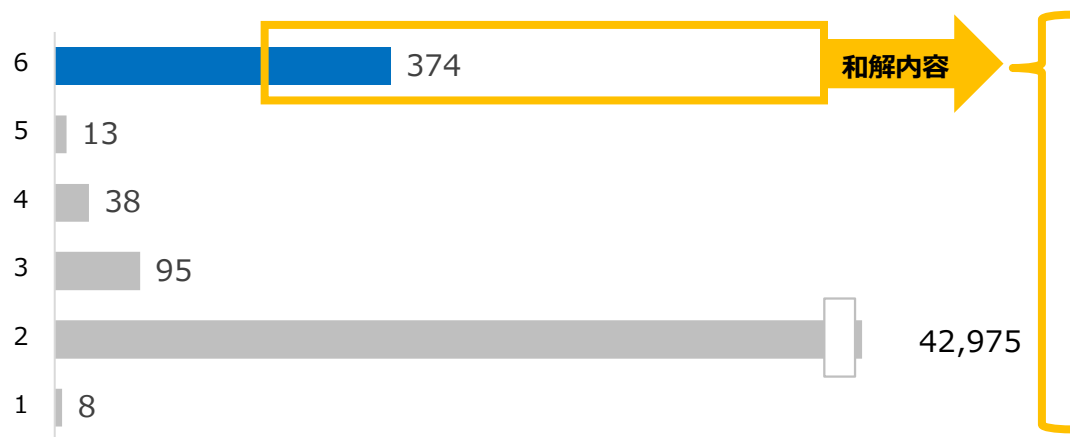
（出典）「令和4年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）」
（令和5年3月3日財務省）等を基に特許庁作成

意匠権による模倣品対策

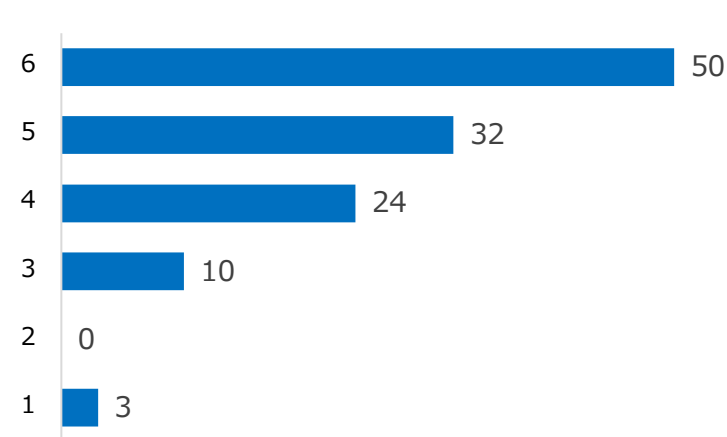
- 意匠権を行使する場合、警告段階で決着することが多い。
- 意匠権は外観の権利であり、権利内容に解釈の余地が無く、相手側が言い逃れできないことが一因であると考えられる。

意匠権行使件数（ケース別）

過去5年程度で模倣品に対して意匠権の権利行使をした内訳は？（件）



権利行使の結果は？（者）



（出典）令和3年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「意匠制度に対する認識及びその利活用のユーザーニーズに関する調査研究報告書」
[2021_04_zentai.pdf \(jpo.go.jp\)](#)を基に特許庁作成。

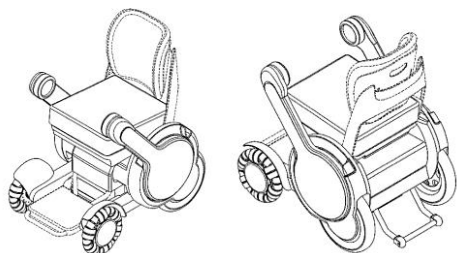
注目されるデザインの動向 ～ベンチャー・中小企業の意匠登録事例～

- デザイナーやエンジニアから成るベンチャー企業が資金調達に成功し、事業化に結びつける事例や、中小企業が複数の権利の組合せで大ヒット商品を効果的に保護する事例が注目されている。

ウィル
WHILL株式会社



【実施品】パーソナルモビリティ『WHILL Model A』



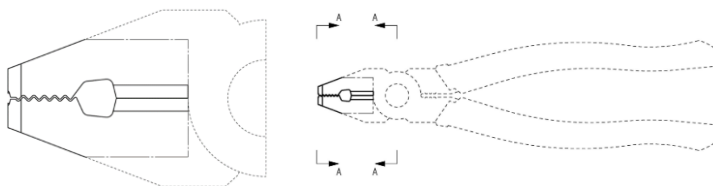
「電動四輪車」意匠登録1523614号

- 健常者、高齢者、障がい者を含めて全ての人が乗れる、乗りたいと思えるパーソナルモビリティ。
- 投資家に意匠権等の取得をアピール。
- 2015年度グッドデザイン大賞（内閣総理大臣賞）

株式会社エンジニア



【実施品】工具（プライヤー）『ネジザウルスRX』



「ペンチ」意匠登録1521899号

- 頭がつぶれて通常のドライバーでは回せなくなったネジを外すことができる工具（プライヤー）。
- 大ヒット商品となる。公開前に、意匠権と特許権の組合せで強固な知財保護を行い、他者による模倣を効果的に牽制している。
- 2016年度グッドデザイン賞受賞

意匠制度活用ガイド



こちらからアクセスできます！



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/2907_jirei_katsuyou.html

※説明の都合上、願書の記載事項の一部、及びその他の図は省略。

保護対象となる要件

意匠法上の「意匠」であること

意匠の登録要件

工業上利用できる

新しい（新規性）

容易に創作できる意匠でない（創作非容易性）

意匠登録を受けることができない意匠に該当していない

先願

一意匠一出願

工業上利用できる

- 同一のものを複数製造（建築、作成）し得ること
- 自然物を意匠の主たる要素として量産できないもの、純粹美術の分野に属する著作物などは含まれない



新しい（新規性）

- 出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が国内外において公に知られていないこと

容易に創作できる意匠でない
（創作非容易性）

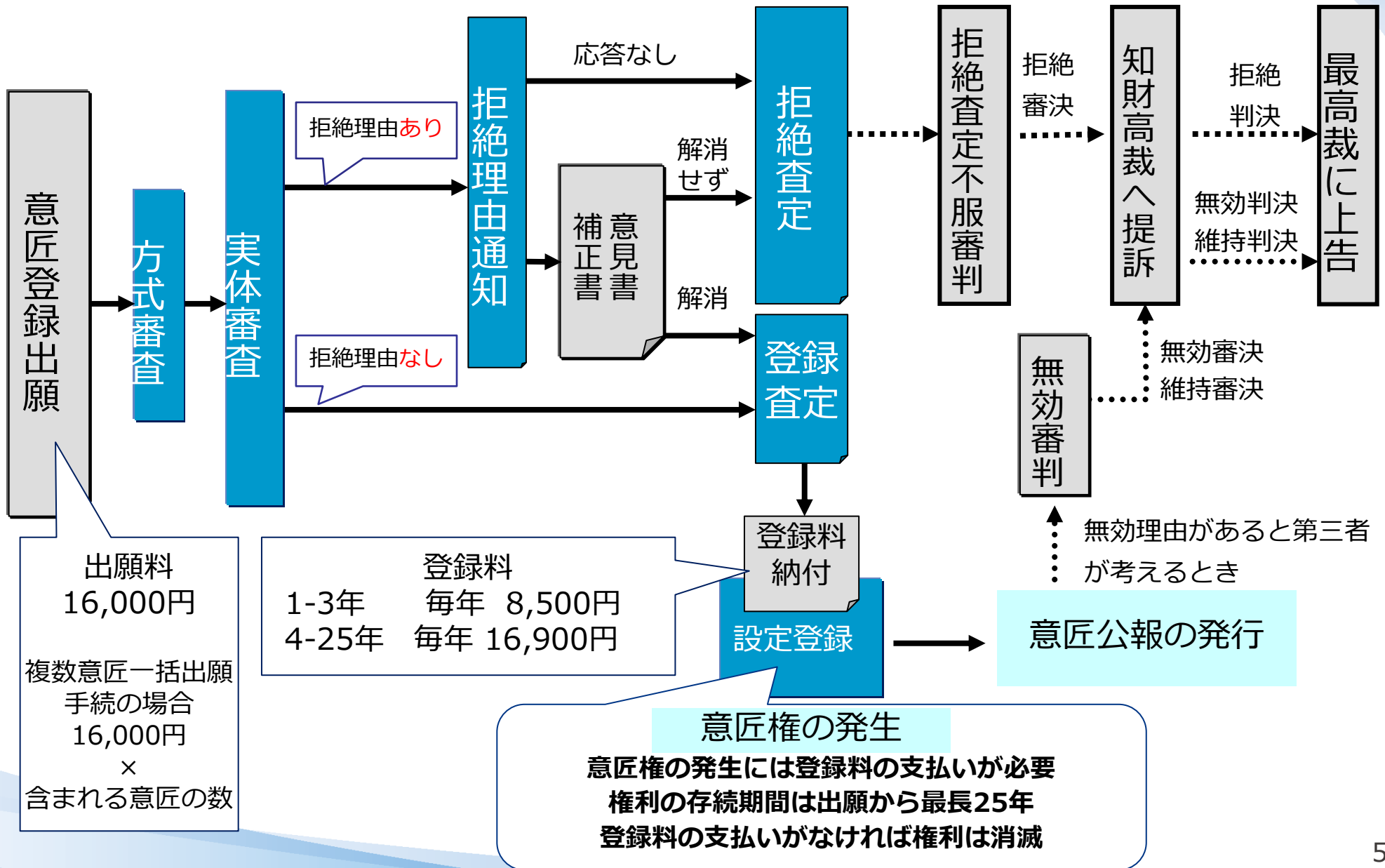
- その意匠の分野で通常の知識を有する者であれば容易に創作できる意匠は登録を受けられない

意匠登録を受けることが
できない意匠に該当していない

- 公序良俗を害する恐れがある意匠は不可
- 他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれのある意匠は不可
- 物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠等は不可



プラグの形状



願書（意匠登録願）

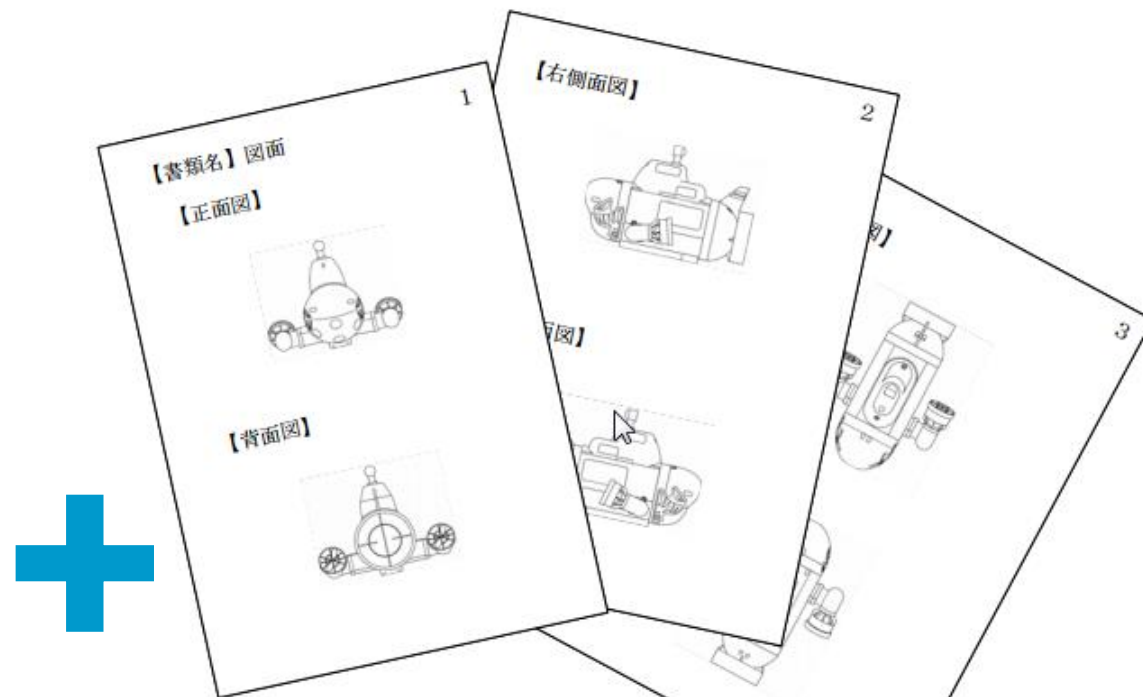
【書類名】 意匠登録願
 【整理番号】 NS250R
 （【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日）
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【意匠に係る物品】 潜水艦おもちゃ
 【意匠を創作した者】
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名】 特許 太郎
 【意匠登録出願人】
 【識別番号】 012345678
 【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 【氏名又は名称】 特許 太郎
 【電話番号】 03-3581-1101
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 123456
 【納付金額】 16000
 【提出書類の目録】
 【物件名】 図面 1 ←
 （【意匠に係る物品の説明】）
 〇〇〇〇〇…
 【意匠の説明】
 左側面図は右側面図と対象にあられる。

（参考）

図面に代えて提出するときは【物件名】を次のようにします。

★写真の場合	【物件名】	写真	1
★見本の場合	【物件名】	見本	1
★ひな形の場合	【物件名】	ひな形	1

一組の図面



- 願書 + 図面で表すのが基本
- その他、写真、CG、見本等でも出願できる
- 1つの出願に含めることができるのは1意匠のみ
（一意匠一出願）

※複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行うことは可能

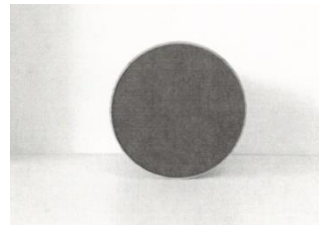
写真での意匠出願が可能。図面を作成せずとも、商品サンプルを撮影しそのまま出願することができます。図面の場合と同様に、一組の6面図等で形態を表します。

意匠登録第1508743号 【意匠にかかる物品】 小物整理箱

※図は一部省略して掲載



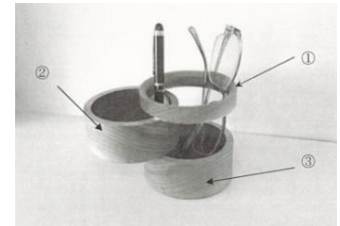
【平面図】



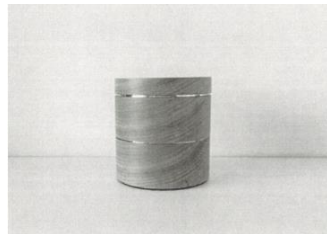
【底面図】



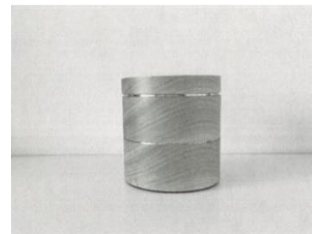
【斜視図】



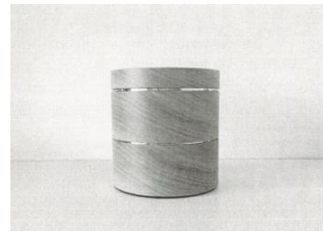
【使用状態を示す参考図】



【左側面図】



【正面図】



【右側面図】



【回動した状態の斜視図1】

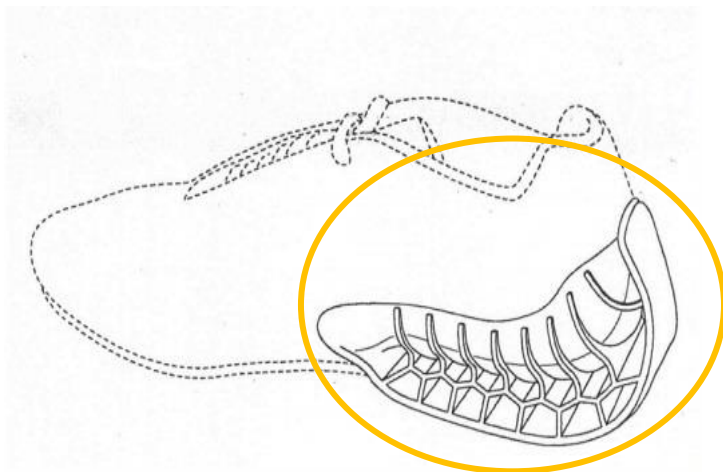
【意匠に係る物品の説明】 この小物整理箱は、円筒状の分割した部分を接合し回転させることでペンや眼鏡等、立てて収納するものとクリップやアクセサリ等、置いて収納するものをマルチに収納できるようになっている。

★ここがポイント！

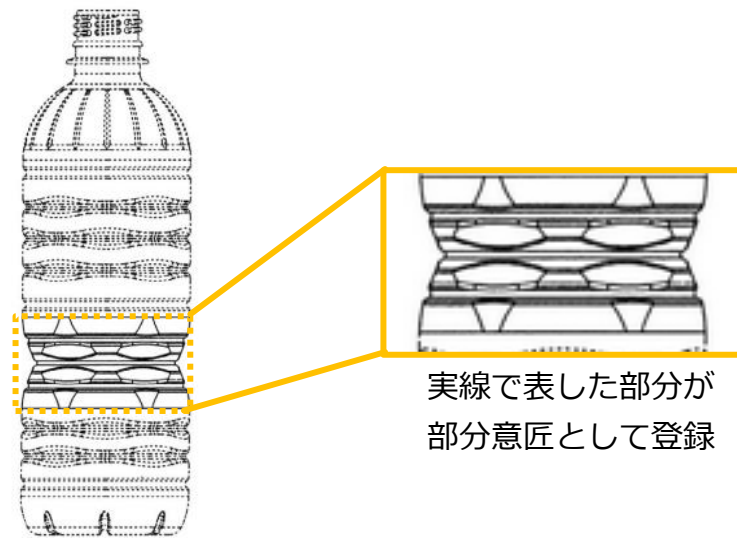
写真のサイズは横150 mm、縦113 mm 以下。デジタル写真の場合、J P E G (ジェイペグ) 形式で保存して下さい。

- ①意匠を構成しないもの（背景、鏡面状部分への写り込み等）が写っていないこと。
- ②背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、意匠を構成しない模様等が写らないように撮影すること。
- ③前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影すること。
- ④断面図等の図面を組み合わせることも可能。写真と図面で形態等の不一致が起きないように注意すること。

1. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠



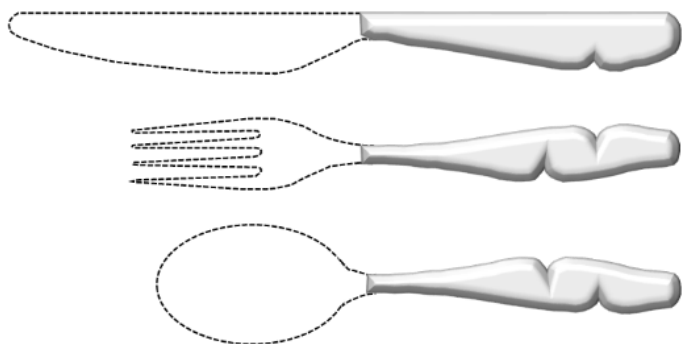
意匠登録第1303974号 運動靴



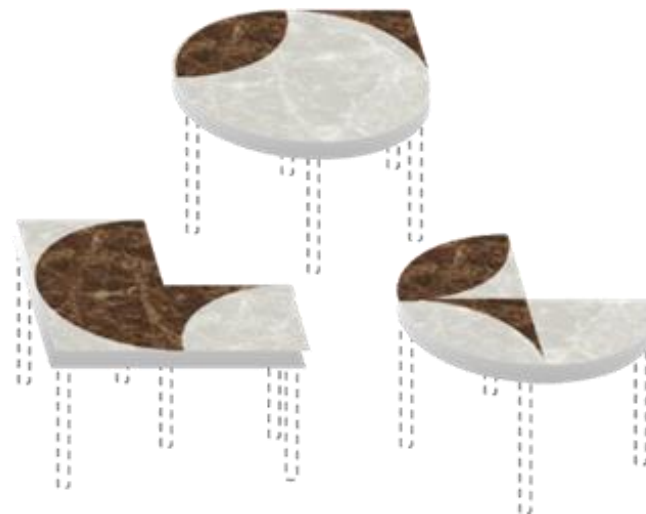
意匠登録第1329280号 ボトル

- 物品等の部分について意匠登録を受けることができる制度
- 物品等の全体から物理的に切り離せない部分にデザイン上の特徴がある形状
- 物品等を全体として出願すると
その特徴的な部分の評価が埋没してしまうような形状

2. 組物の意匠



一組の飲食用具セット



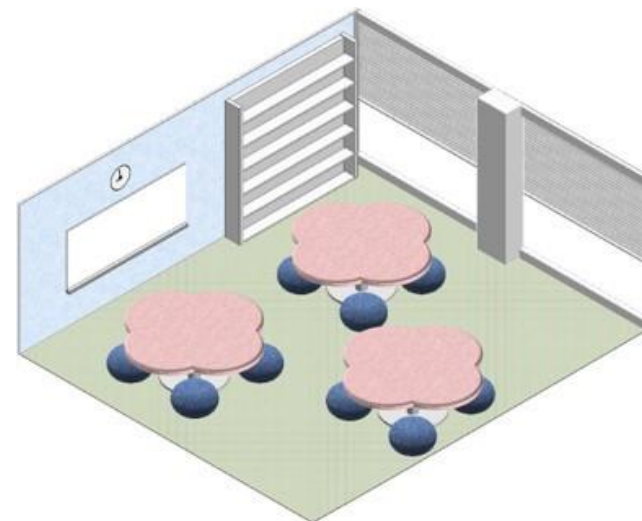
一組の家具セット

- ①同時に使用される二以上の物品であって、
- ②意匠法施行規則別表第二で定められたもの（組物）のうち、
- ③組物全体として統一感があるときは、組物の意匠として意匠登録可能な制度
なお、組物の意匠の部分について部分意匠の意匠登録を受けることもできる

3. 内装の意匠



喫茶店



幼稚園の教室

内装のデザインについても意匠登録を受けることができる

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

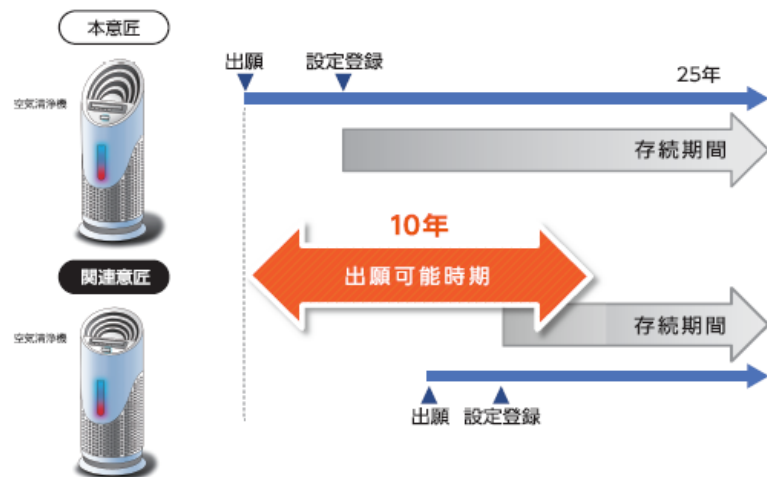
内装の意匠は令和元年意匠法改正により新たに新たに保護対象になりました。

改正に関する情報の詳細は特設サイトをご覧ください！ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

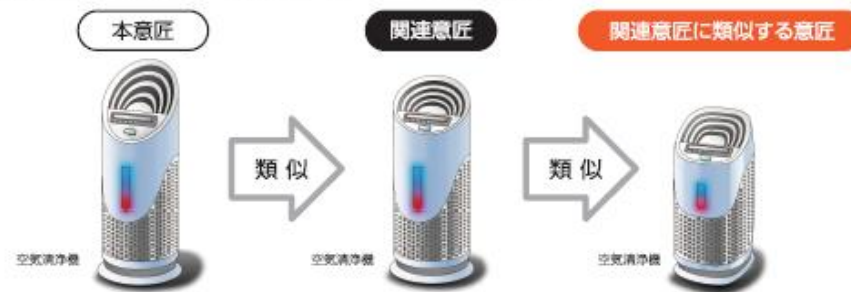


4. 関連意匠

■関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。
 （関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」）



■「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。



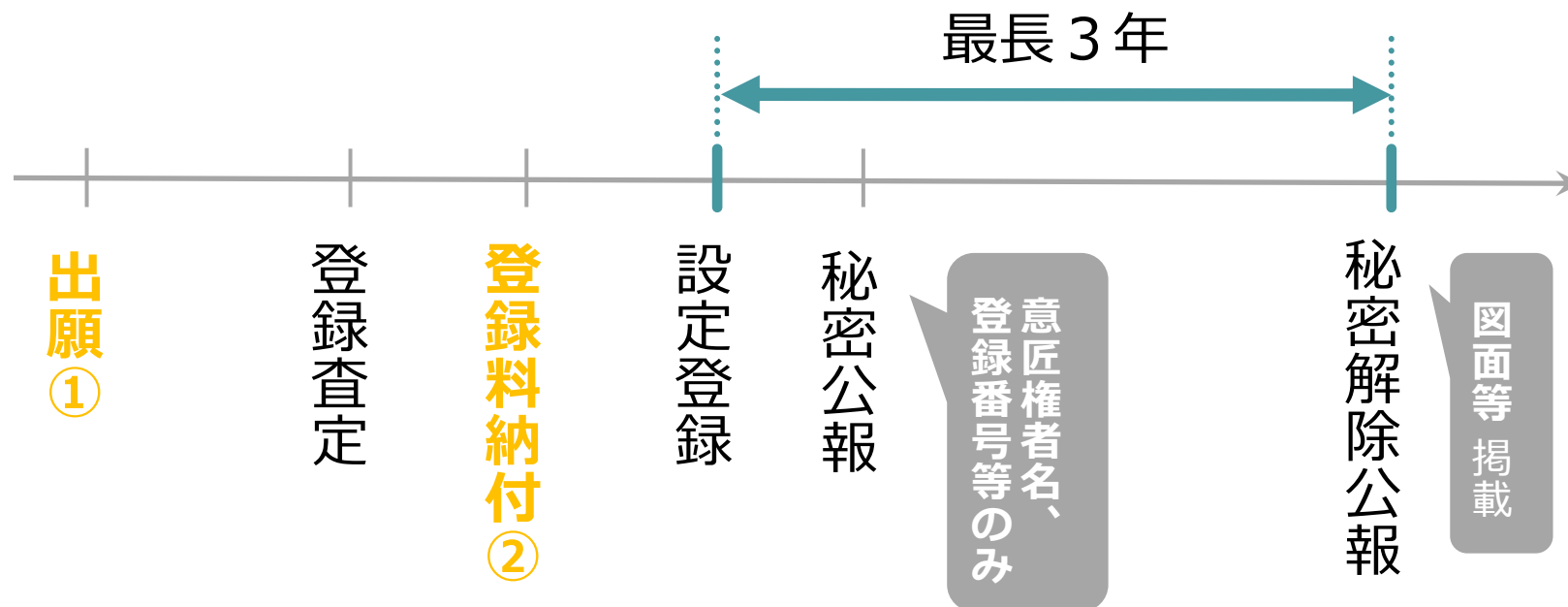
- 自己が出願した意匠に類似する複数のバリエーションの意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができる制度
- 関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利を行使することが可能
- 関連意匠にのみ類似する意匠についても登録可能

関連意匠は令和元年意匠法改正により一部改正されました。

改正に関する情報の詳細は特設サイトをご覧ください！ https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html



5. 秘密意匠



- 設定登録の日から最長3年を限度として登録意匠の内容を公表せず秘密にすることができる制度
- 秘密意匠の請求（5,100円）は、①意匠登録出願時 及び ②意匠登録の第1年分の登録料の納付時に行うことが可能

出願する意匠、公開されていませんか？

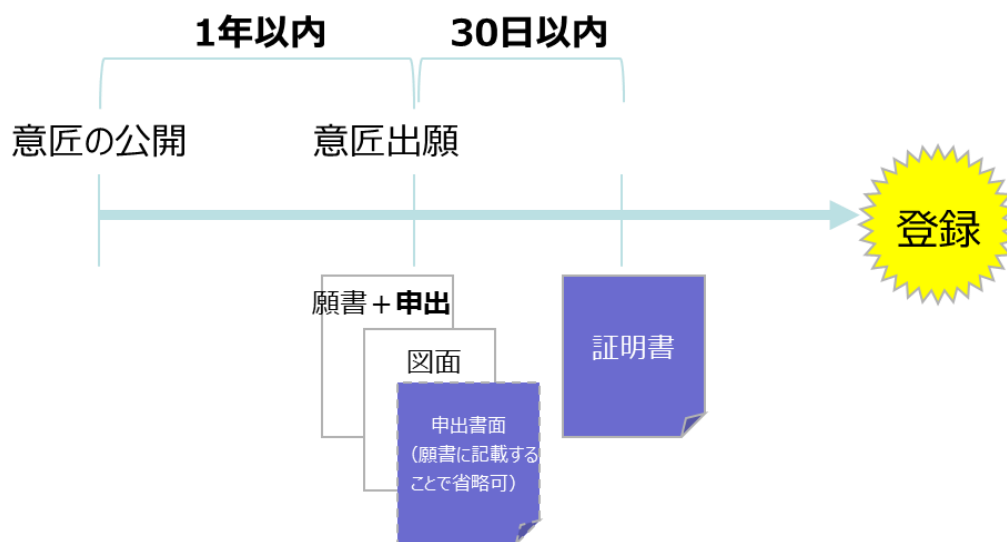


- 意匠登録出願の日から**1年以内に自ら公開**した意匠であれば、**新規性喪失の例外**の規定の適用を受けるための手続で、新規性等の拒絶理由を回避することができます。

出願の際は、もう一度確認しましょう。



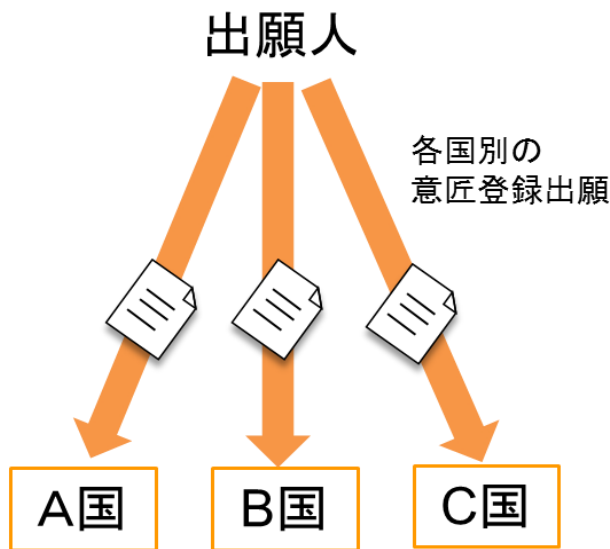
- **意匠の公開から1年以内**に申出書面を添えて出願を行い（願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、**新規性喪失の例外規定**の適用を受け、権利化することが可能。
- しかし、第三者が同じような意匠について先に意匠登録出願をしていた場合や先に公開していた場合には、意匠登録を受けることができない可能性があり、できる限り早く出願することが重要。



※ 2023年3月10日、創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の証明書の作成負担を軽減する改正を含む改正法案が第211回通常国会に提出されました。

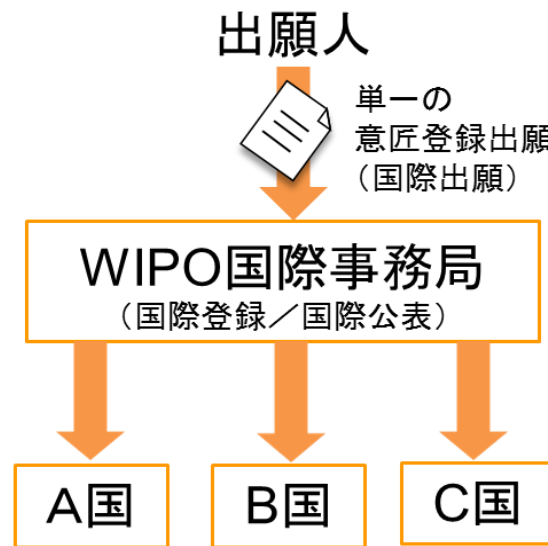
意匠の国際登録制度 活用ガイド

【外国特許庁へ直接出願】



(ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願)

【ハーグ国際出願】



こちらからアクセスできます！



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/hague_geneva_ishou.pdf

初心者向けガイドブックのご紹介

- 意匠制度活用例が4コマ漫画でわかります！
- 意匠制度の基本・ビジネスに合わせた効果的な活用方法・出願手続の基本までを1冊でご紹介
- 初めて意匠制度に触れる方・意匠制度をより効果的に活用したい方
他の産業財産制度ほど意匠制度に精通していない方 におすすめ



冊子版のご請求は
意匠課 企画調査班 まで
PA1530@jpo.go.jp

電子版はこちらから →



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/document/minnano_ishoken/01.pdf

5. 商標制度の概要

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 自分で考えた名称であっても、他人が商標登録を受けている場合には、勝手に使用することはできません。そのため、新しい商品やサービスを提供する際には、先に商標調査を行って、その名称が他人の商標権を侵害していないことを確認することが重要。
- 広告宣伝などブランドイメージ構築のためのそれまでの苦労が水の泡に。看板やパンフレットの変更費用や、場合によっては賠償金まで負担しなければなりません。

商標登録していなかった落とし穴 #94 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/94/index.html>

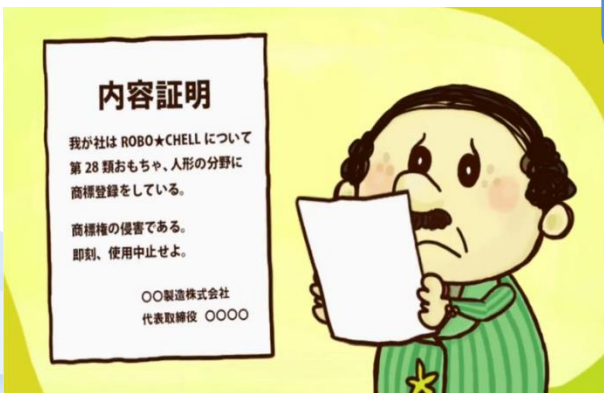


大好きな孫のためにおもちゃロボットを開発。
孫の名前にちなんで「ROBO★CHELL」と命名し、おもちゃ屋で販売し始めました。

想定外の大ヒット商品に！
これを機に本格的な生産に移ろう
としますが…。



ライバル企業から商標権侵害を理由に販売停止の通知が！
自分で考えたロボットなのにどうして？



■ 目的

この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

(商標法第1条)

商標とは = 商標とは、事業者が、自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマーク



登録第4413658号

Calbee

登録第4209985号



カル

登録第840698号

meiji

登録第5522267号



文字商標

文字のみからなる商標

文字は、カタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等
よって表される

(例)

SONY

商標登録第0618689号ほか

図形商標

写実的なものから図案化したもの、幾何学的模様等
の図形のみから構成される商標

(例)



商標登録第6478440号

記号商標

暖簾（のれん）記号、文字を図案化し組み合わせた記号等、記号的な紋章からなる商標

(例)



商標登録第1655435号ほか

立体商標

立体的形状からなる商標

例えば、実在又は架空の人物、動物等を人形のように立体化したもの

(例)



商標登録第4157614号

結合商標

文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標

(例)



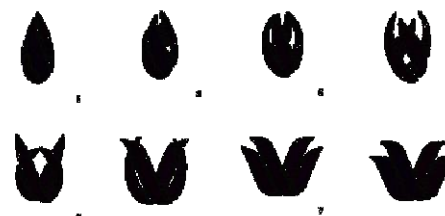
商標登録第5315304号

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のこと

例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出されて変化する文字や図形等

(例)



商標登録第5804316号

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標のこと

(例)



商標登録第5804315号

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標

(これまでの図形等に色彩が付されたものではない商標) であって、輪郭なく使用できるものこと

例えば、商品の包装紙や広告用の看板等の色彩を付する対象物によって形状を変えて使用する色彩

(例)



(参考) (左) 商標登録5930334号

(右) 商標登録5933289号

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標のこと

例えば、テレビCMに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音等

(例)

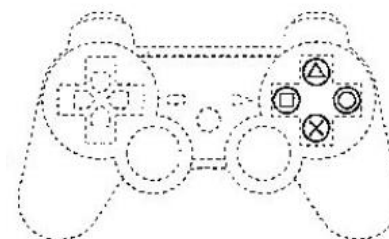


商標登録第5804299号

位置商標

図形等を商品等に付す位置が特定される商標のこと

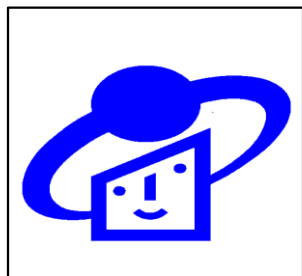
(例)



商標登録第5858802号

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○

（【提出日】 令和○○年○月○日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



使用する商標
(1出願1商標)

使用する商品(サービス)を記載
<区分(分類)も記載>

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第12類】

【指定商品(指定役務)】自動車

【第37類】

【指定商品(指定役務)】自動車の修理

【商標登録出願人】

【識別番号】 012345678

【住所又は居所】東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】商標株式会社

【代表者】 商標 太郎

【電話番号】 03(3581)1101

【手数料の表示】

【予納台帳番号】123456

【納付金額】 20600

出願料：3,400円+ (8,600円×区分数2) = 20,600円

◆ 商標権の権利範囲は、マークとそれを使用する商品・サービスの組み合わせで決まる。

商標権

マーク
(文字・図形等) &

使用する
商品・サービス



商品：自動車
役務：自動車の修理

第1類	工業用、科学用又は農業用の化学品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗淨剤及び化粧品
第4類	工業用油、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬剤
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用のものを除く。)その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、換気用、給水用又は衛星用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用のプラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手動式の器具、化粧用具、ガラス製品及び磁器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸

第24類	織物及び家庭用の織物製カバー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。)及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動植物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ

(役務)

第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計並びに電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する役務(他の類に属するものを除く。)、警備及び法律事務

商標と商標権のちから①



事業者

商品・サービスのコンセプトや顧客に伝えたいこと

商品名やロゴなど(=商標)を作る

どんな商標を作る？

着眼点の例

- お客様にとって、ユニーク、インパクト、親しみやすい、特長がイメージできる
- コンセプトや企業理念を簡潔に表す

誰が作る？ どう決める？

例

- 社内公募
- 決定前に消費者の意識調査、社内投票

商標の種類例

コーポレートブランド

会社ロゴなど、組織全体を表す商標

カテゴリーブランド

様々な商品・サービスに統一して使用する商標

商品・サービスブランド

個々の商品・サービスにのみ使用する商標

技術ブランド

独自の技術を表す商標

商標を登録する

商標と商標権のちから②

商標を登録する

商標を使う

商標をどう使う？

例

- 商標を付けるパッケージデザインにもこだわる
- 商標を使う商品の品質の高さにも力を入れる
- グループ全体や地域内で統一的に使用する

商標を守る、権利を活かす

商標をどう守る？

例

- 模倣品に対して、商標権に基づき、警告状を送付、提訴、税関に輸入差止申立て
- 商標を使用するときに登録商標であることを明記

商標権をどう活かす？

例

- ライセンスの根拠として活用
- 取引先などに商標権を持っていることをアピール

POINT



「商標」と「商標権」の両方をうまく活用することで、それぞれの「ちから」を発揮！

◆出所表示機能（権利者にとって重要）

◆品質保証機能（消費者にとって重要）

◆広告機能（財産権として信用が蓄積）

商標の役割は

権利者にとって：これまで積み重ねてきた企業努力のあらわれ

消費者にとって：その商品や役務がどこの企業のもので、
信頼できるものなのか判断できるもの

1. 自己と他人の商品・役務（サービス）とを区別することができないもの
2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの
3. 他人の登録商標や周知・著名商標等と紛らわしいもの

✓ 他にも、商標登録を受けることができない例

✗ 指定商品（指定役務）の内容・範囲が不明確な場合。

✗ 一つの区分で指定している商品（役務）が多すぎるため、出願人がそれら全てを使用しているか、または、それら全てを使用する意思があるか疑わしい場合。

※ 「役務」は、「えきむ」と読みます。

「役務」は、他人のために行う「サービス」を意味します。

1. 自己と他人の商品・役務とを区別することができないもの 82頁

商品・役務の普通名称	商品「パーソナルコンピュータ」について パソコン
慣用されている商標	商品「清酒」について 正宗
産地や品質等の表示	商品「肉製品」について 炭焼き
ありふれた氏、名称	佐藤商店
極めて簡単かつ ありふれた標章	A B
その他、需要者が誰の業務に 係る商品又は役務であるかを 認識できないもの	地模様、企業理念等を表す 言葉など

当該マークを使用した結果
全国的に有名になったものは
例外的に登録可能

(例)

チキンラーメン

商標登録第2685160号

SUZUKI

商標登録第2635408号



2. 公共の機関のマークと紛らわしい等公益性に反するもの

- 国旗・菊花紋章、国際機関の標章、赤十字の標章、国・地方公共団体を表示する著名な標章等



東京都交通局

- ✓ 国旗、菊花紋章等
- ✓ 国際機関の標章等
- ✓ 赤十字の標章
- ✓ 国・地方公共団体の標章等

- 公序良俗を害するおそれがある商標

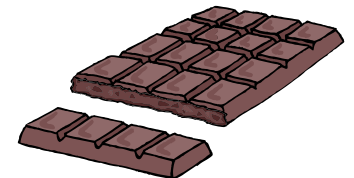
- ✓ 商標自体が非道徳的、卑わい、差別的なもの
- ✓ 国際信義に反するもの 等

- 商品の品質、役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標

(該当する例)

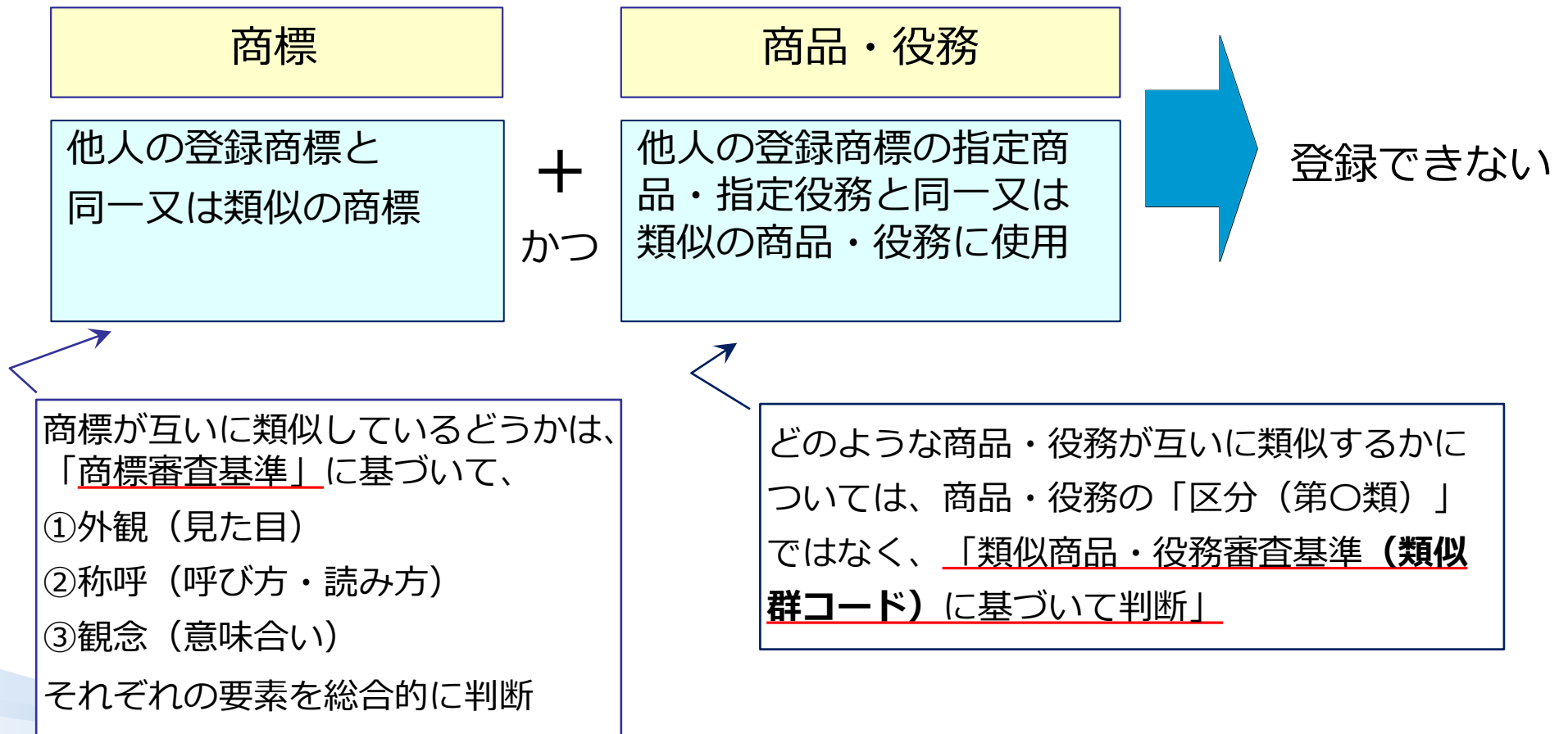
- ✓ 指定商品「ビール」に使用する商標として「○○ウイスキー」
- ✓ 指定商品「菓子」に使用する商標として「パンダアーモンドチョコ」

※「アーモンド入りチョコレート」以外の「菓子」に使用した場合に、商品の品質の誤認を生じさせるおそれあり



3-1. 他人の登録商標と紛らわしいもの

- 他人の登録商標と、「商標」及び「商品・役務」の両方が似ているものは登録不可。
- ただし、他人の登録商標が権利期間満了、無効、取消等された場合は、この限りではない。



(参考) 他人の登録商標と紛らわしいものの例

事例1

見た目が似ている
(外観)



事例2

読み方が似ている
(称呼)

デントレックス
DENTREX



デントレック
DENTREC

事例3

意味が似ている
(観念)

天使のスイーツ



エンゼルスイーツ
Angel Sweets

3-2. 周知・著名商標等と紛らわしいもの

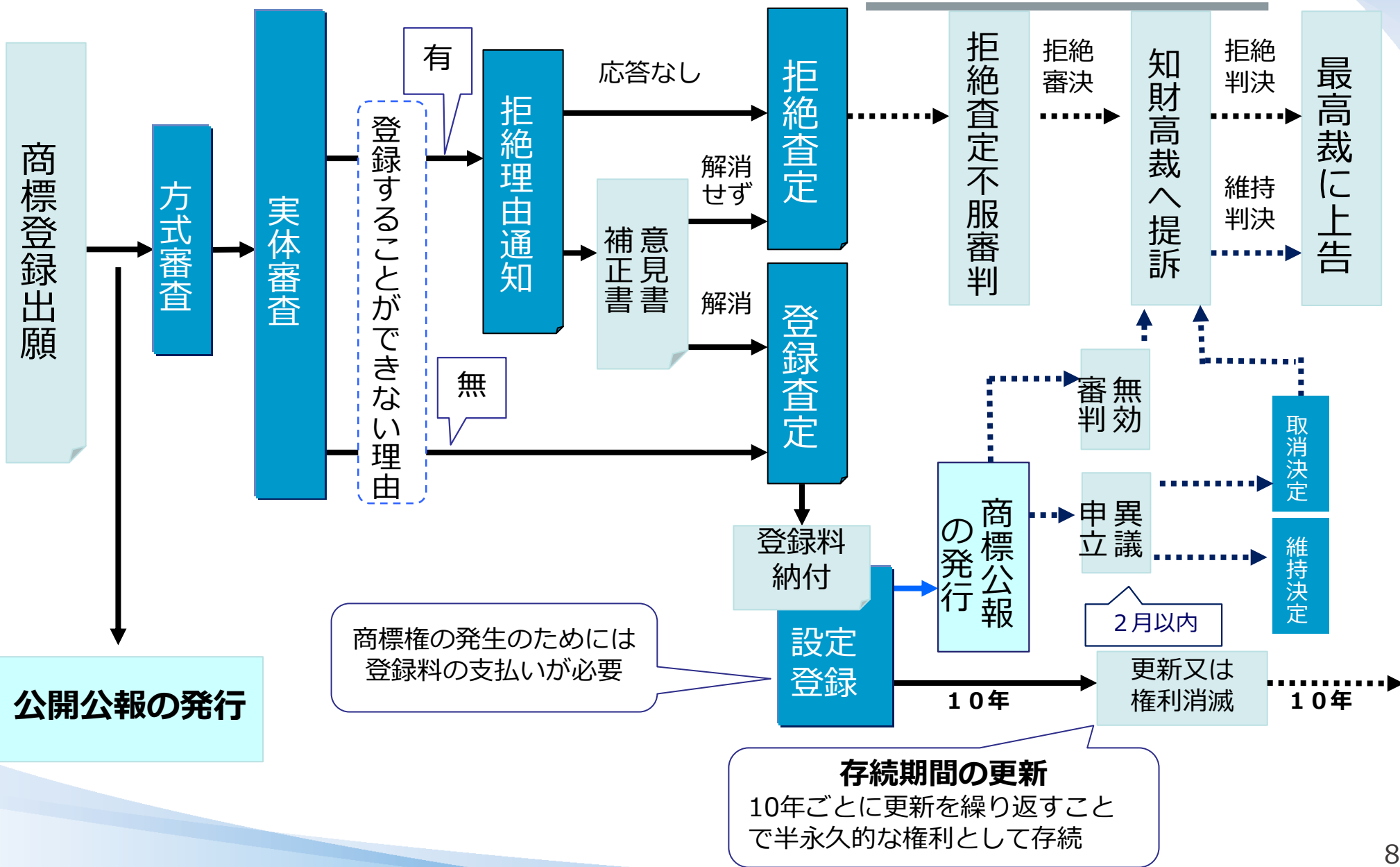
- たとえ商標登録されていない他人の商標、名称等であっても、以下に該当する場合は、第三者による登録不可。

× 他人の業務に係る商品・役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されている商標であってその商品・役務又はこれらに類似する商品・役務について使用をする商標

× 他人の業務に係る商品・役務と出所の混同を生ずるおそれがある商標

× 他人の肖像、氏名(名称)、著名な芸名、略称等を含む商標

× 他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標



■ 登録商標を使用していないときは、**取消の対象**となる。

《要件》

権利者（又はライセンシー）が継続して3年以上日本国内において**登録商標**※を使用していないとき

※社会通念上同一の商標と認められるものを含む。

【登録商標の使用と認められる例】

- 書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標

永い春 (明朝体) ↔ 永い春 (ゴシック体)

- 平仮名、片仮名、ローマ字の相互変更であって同一の読みと意味合いを生じる商標

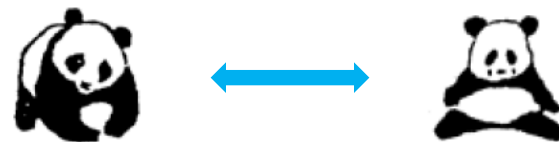
ちゃんぴおん ↔ チャンピオン

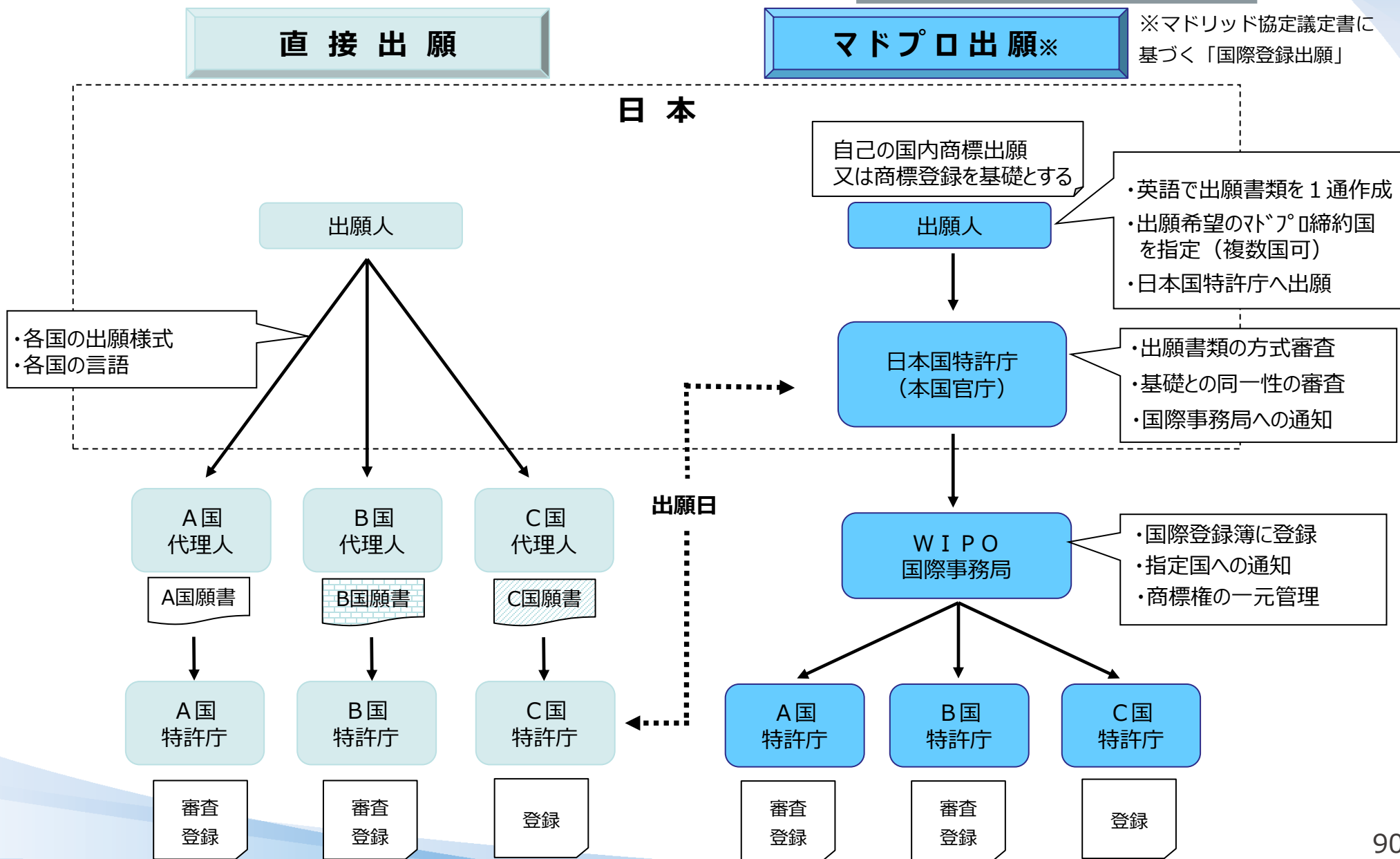
【登録商標の使用と認められない例】

- × 異なる意味合いが含まれる変更

さいてん → 祭典
さいてん → 採点
※左が登録商標

- × 外観が同視されない変更





地域団体商標制度

- 地域団体商標制度は、「地域ブランド」を適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、2006年4月に創設された。
- 同制度は、「地域ブランド」として用いられることが多い、地域の名称及び商品（サービス）名等からなる文字商標について、登録要件を緩和する（※）もの。

（※）通常、「地域名 + 商品（サービス）名」の組み合わせからなる文字商標は、「全国的に周知」となっていなければ登録できません。

地域団体商標 = 「地域の名称 + 商品（サービス）名」

主な登録例

農業協同組合

「米沢牛」

山形おきたま
農業協同組合
商標登録
第5029824号



地域団体商標マーク



(参考) 地域団体商標制度と地理的表示 (G I) 制度の違いについて

	農林水産物等の地理的表示 (G I) 制度	酒類の地理的表示 (G I) 制度	地域団体商標制度
	生産地と結び付いた特性を有する農林水産物などの名称を製品の生産方法等の基準とともに登録し、 地域の共有財産として保護する制度	ある特定の産地ならではの特性（品質、社会的評価など）が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが その産地名を独占的に名乗ることができる制度	地域ブランドの名称を商標権として登録し、 その名称を独占的に使用することができる制度
保護対象 (物)	農林水産物、飲食料品など（酒類などを除く）	酒類（ぶどう酒、蒸留酒、清酒、その他の酒類）	全ての商品・サービス
登録主体	生産・加工業者の団体（法人格のない団体も可）	酒類の産地の酒類製造業者及び酒類製造業者を主たる構成員とする団体	農協などの組合、商工会、商工会議所、NPO法人（法人格必要）
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> 生産地特有の自然・人的要因と結びついた特性を有すること 確立した特性：特性を維持した状態で概ね25年の生産実績があること（周知・定着の程度を勘案して短縮可能） 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類の特性が明確であること 酒類の特性を維持するための管理が行われていること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の名称と商品（サービス）とが関連性を有すること（商品の産地など） 商標が需要者の間に広く認識されていること
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 生産地と結びついた特性等の策定・登録・公開 生産・加工業者が生産の方法等の基準を守るよう団体が管理し、国が団体による生産の手順・体制をチェック 	一定の基準を満たす管理機関を設置し、生産基準に定められた酒類の特性を維持するための管理	商品の品質などは商標権者の自主管理
規制手段	国による不正使用の取締り	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9万円（登録免許税） 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	登録料なし 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	出願+登録：44,900円（10年間） 更新：43,600円（10年間） ※それぞれ1区分で計算
申請・出願先	農林水産大臣（農林水産省）	国税庁長官（国税庁）	特許庁長官（特許庁）

6. その他の知的財産 (不正競争防止法)

法律の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

国際約束に基づく禁止行為

① 周知な商品等表示の混同惹起
(1号)

② 著名な商品等表示の冒用
(2号)

③ 他人の商品形態を模倣した商品の提供
(3号)

④ 営業秘密の侵害
(4号～10号)

⑤ 限定提供データの不正取得等
(11号～16号)

⑥ 技術的制限手段の効果を妨げる装置等の提供
(17号・18号)

⑦ ドメイン名の不正取得等
(19号)

⑧ 商品・サービスの原産地、品質等の誤認惹起表示
(20号)

⑨ 信用毀損行為
(21号)

⑩ 代理人等の商標冒用
(22号)

1 外国国旗、紋章等の不正使用
(16条)

2 国際機関の標章の不正使用
(17条)

3 外国公務員等への贈賄
(18条)

民事措置と刑事措置あり (①②③④⑥⑧)

民事措置のみ (⑤⑦⑨⑩)

刑事的措置のみ

措置の内容

民事的措置

- 差止請求権 (3条)
- 損害賠償請求権 (4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (5条等)
- 書類提出命令 (7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (14条)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容の言換え、公判期日外での尋問等)

刑事的措置 (刑事罰)

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

- 罰則 (21条)
 - ・ 営業秘密侵害罪：10年以下の懲役又は2000万円以下（海外使用等は3000万円以下）の罰金
 - ・ その他：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- 法人両罰 (22条)
 - ・ 営業秘密侵害罪の一部：5億円（海外使用等は10億円）以下
 - ・ その他：3億円以下
- 国外での行為に対する処罰 (21条6項・7項・8項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
- 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (21条10項等)

没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

混同惹起行為



他人の商品・営業の表示（商品等表示）として、周知性があるものを使用・販売し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為

著名表示冒用行為



他人の商品等表示として著名なものを、自己の商品等表示として使用する行為

- ①顧客吸引力や良質感にただ乗りする行為（フリーライド）
- ②出所表示機能や良質感を希釈化する行為
- ③良質感を汚染する行為

形態模倣提供行為



他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為

- ・模倣とは、既に存在する他人の商品形態に依拠して、実質的に同一形態の商品を作り出すこと。最初の販売から3年以内の商品が対象

営業秘密侵害行為

窃取、詐欺等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為

知らなきゃ損する知財の盲点「もうけの落とし穴」

- 不正競争防止法により、営業秘密は保護されますが、法によって保護されるためには営業秘密として管理する必要があります。
- ノウハウを営業秘密として守るためには社内制度の整備が必要です。

自社のノウハウと思い込んでいる時の落とし穴#63 <http://www.chugoku.meti.go.jp/ip/contents/63/index.html>



突然売れ行きがピタリと止まり在庫の山。
またも模造品が出回っています・・・・・・・・

効率的なロボット製造方法が実現できてご機嫌の社長。
以前、特許出願した結果、まねをされたことに懲りて
今回はノウハウとして管理する方針にしましたが・・・・・・・・



これは工場長が他社へノウハウを流出させたためでした。
営業秘密について内部規定がなかったためお手上げです。

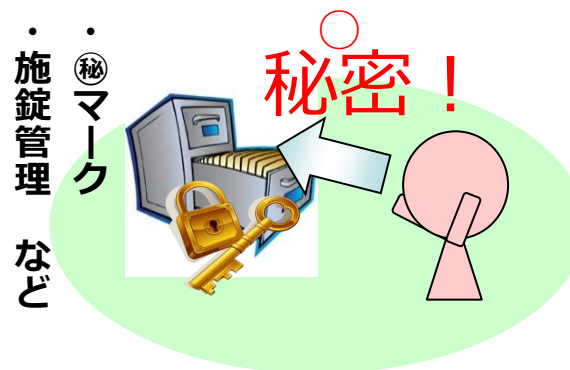
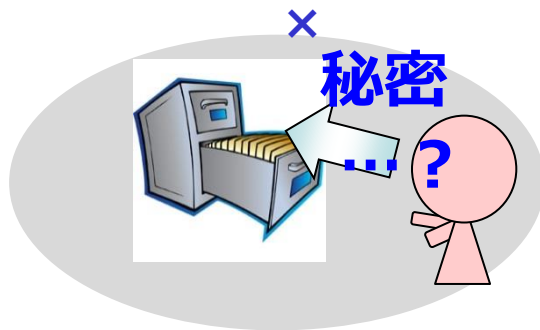
営業秘密の管理について不安がありましたら
知財総合支援窓口へご相談を。

「営業秘密」として法律による保護を受けるための3つの要件

■ 「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。



②有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

7. その他の運用

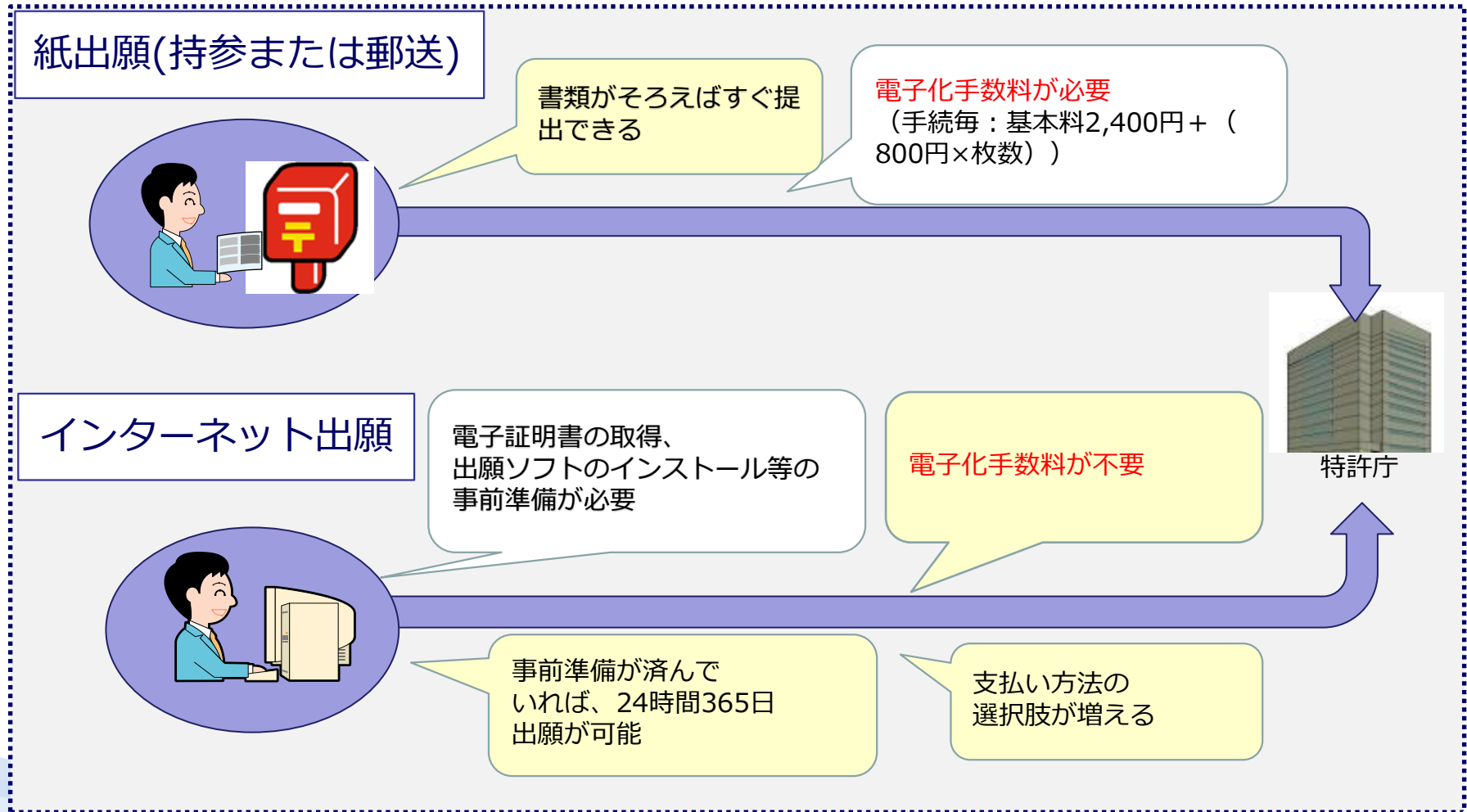
審判制度

- 拒絶査定不服審判の請求成立率は、特許・意匠は約8割、商標は約7割です。
- その他にも、登録された特許・商標に対して、誰でも異議を申し立てることができる制度や、権利範囲について、特許庁審判部の公式見解を求める判定制度など、“審判制度”を知ることは知財戦略の成否のカギです。



	1	2	3	4	5	6
対象者	審査で拒絶査定を受けた方	誰でも申立て可能	利害関係人	誰でも請求可能	特許権者	特許庁の見解が必要な方
こんなとき	拒絶査定に不服がある	特許・商標登録はおかしい	権利を無効にしたい	商標登録を取消したい	特許権の瑕疵を是正したい	権利範囲について特許庁の見解を聞きたい
種類	拒絶査定不服審判	異議の申立て	無効審判	取消審判	訂正審判	判定
対象範囲	特許 意匠 商標	特許 商標	特許 実用新案 意匠 商標	商標	特許	特許 実用新案 意匠 商標

- 特許庁への出願は、従来からの紙出願（特許庁へ持参または郵送）と、オンラインで手続を行うインターネット出願の2種類



インターネット出願ソフトの機能一覧

 インターネット出願ソフトを用いて行うことができるオンライン手続は以下のとおりです。

出願

特許・実用新案・意匠登録・商標登録の出願、査定系不服審判請求などの手続

発送

特許庁から送られる拒絶理由通知や登録・拒絶査定等の通知書類の受領

請求

優先権証明請求書、ファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の交付請求や閲覧申請の請求

閲覧

請求機能で行ったファイル記録事項記載書類・登録事項記載書類の閲覧

補助

オンライン予納照会、口座振替情報照会、電子現金納付に使用する納付番号の取得・照会、クレジットカードによる納付（指定立替納付）の登録・照会、電子現金納付を用いた予納書の提出

国際出願

PCT-R O出願の手続

特殊申請

「出願」でオンライン手続できないものについて特殊申請として行う手続（2024年1月開始予定）

インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関するお問い合わせは以下で対応させていただきます。

電子出願ソフトサポートセンター

- 受付時間 平日9:00～18:15(インターネット出願ソフトの新バージョンリリース後、開庁日 5日間9:00～19:00)
- TEL(東京) 03-5744-8534
- TEL(大阪) 06-6946-5070
- FAX.03-3582-0510

- 早期に特許・意匠・商標を取得したい場合、一定の要件を満たせば審査着手を早める早期審査制度を整備。
- 特許出願については中小企業の要件を満たせば、早期審査が利用可能。

早期審査の対象となる出願（利用料は不要）

<特許>

- ・ 中小企業/個人/大学等の特許出願
- ・ 実施関連出願
- ・ 外国関連出願 など

- 早期審査事情説明書（事情と先行技術調査の開示及び対比説明を記載）を提出
- 中小企業・大学等の申請の場合は、先行技術調査を改めて行うことは不要（出願人が知っている先行技術文献との対比説明は必要）

<意匠>

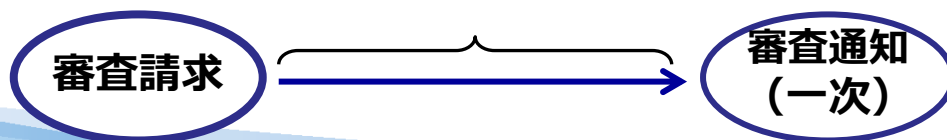
- ・ 権利化について緊急性を要する実施関連出願
- ・ 外国関連出願 など

<商標>

- ・ 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願
- ・ 出願商標を既に使用している商品・役務又は使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願
- ・ 出願商標を指定商品・役務に既に使用している又は使用の準備を相当程度進めていて、かつ、「類似商品・役務審査基準」等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願

【特許一次審査通知までの期間】

平均2.3月（2022年実績）



面接審査

面接

- 審査官と直接対話して意思疎通を円滑化。
- 審査請求してから審査の手続きが終了するまでいつでも要請可能（無料）。
- 出願人は、電子メールにより補正案等を送付することが可能。
- 1件の案件から、ご希望日程に柔軟に対応。
- 面接要請があった場合、審査官は原則全件面接を受諾。

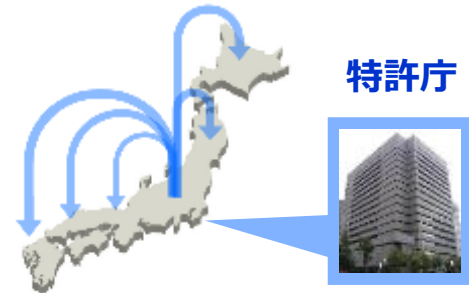
オンライン面接

- 出願人所有のPC等から、インターネット回線でオンライン面接審査への参加が可能。
（「Microsoft Teams」も使用可）



出張面接

- 出願人の所在地付近での面接が可能。
- 工場見学も実施することで、説明がより効果的に。
- INPIT-KANSAIに面接室を設置。



※新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、ご要望に応じて対応いたします。

実績（2022年）

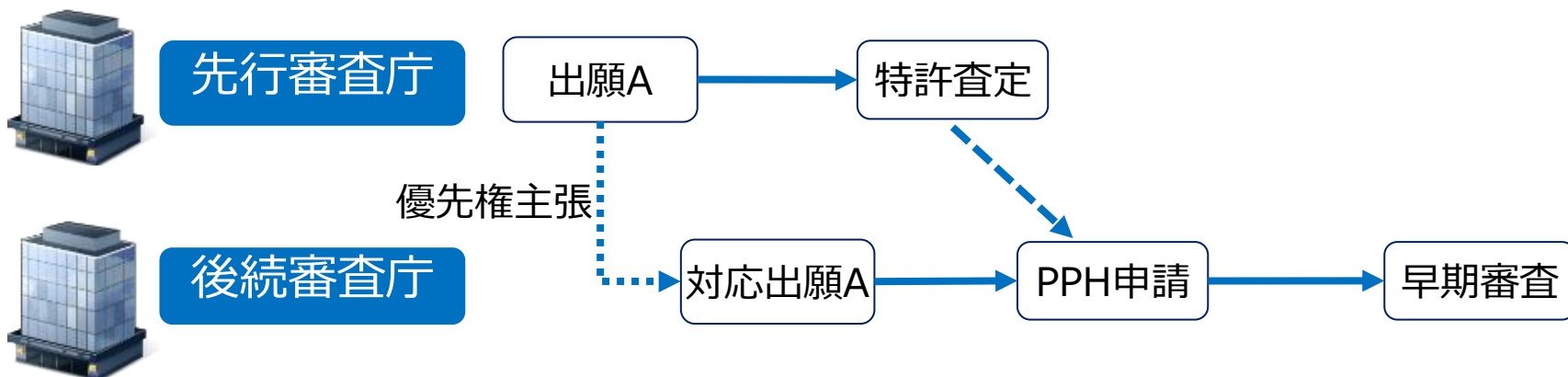
- 1,712件
（出張面接23件、
オンライン面接1,227件含む）

ユーザーの声

- 他社製品との差異の重要性を審査官に伝えられた。
- 審査官の意図を把握しやすい。

特許審査ハイウェイ (PPH:Patent Prosecution Highway)

- 特許審査ハイウェイとは、最初に出願した先行審査庁（例えば日本）で特許可能と判断された場合、優先権を主張して出願した後続審査庁（例えば米国）において、出願人の申請により、簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組みのこと
- 日本は、44の知財庁とPPHを実施（2023年4月現在）



ユーザの声

- PPHにより中国で早期に権利化し、模倣品対策に活用していく。
- アジア市場を目指す製品について、PPHにより海外で早期権利化する。

詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

8. 特許庁の中小企業支援策

～アイデアなどを権利化・活用したい～

J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）

- J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）はINPITが提供する知財情報の検索サービスです。インターネットを通じて誰でも無料で利用することができます。また、基本的な操作方法を実習形式で学べる無料の講習会を開催しています。

<URL> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp>

権利侵害の
リスクを
回避したい

研究開発の
ヒント
がほしい

無駄な
出願費用を
削減したい

J-PlatPatではこのような場面で
知財情報の検索ができます

【アクセス方法】

J-PlatPat  で検索！



ビジネスに知財を活かす「もうけの羅針盤」

- 安全ブレーカーを主にヒット商品を開発してきたテンパール工業。開発力の源泉は特許情報の活用にあった！？
- 出願されている特許の動向や技術に関する情報を収集・分析する事で、同業他社や業界の技術動向や市場ニーズを把握することができる。

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！ # 93 (テンパール工業株式会社)

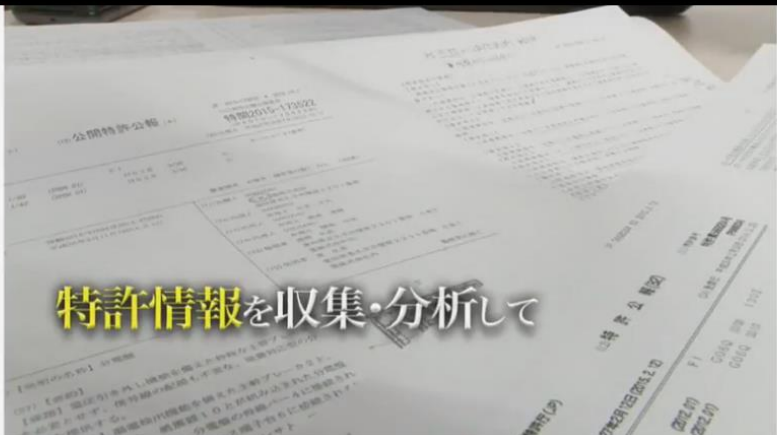
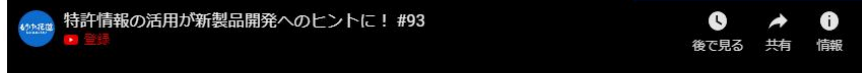


もうけの羅針盤

知的財産を活かして経営に成功!明日に使える事例をご紹介

特許情報の活用が新製品開発へのヒントに！

音声ガイド付き動画はこちら ▶



地震による二次災害、震災火災を防ぐ「グラグラガード」

安全ブレーカーを主に、自動遮断機や、住宅用の分電盤、漏電火災警報機など、60年以上の研究・開発を続け、ヒット商品を開発してきたテンパール工業。これまで、事業者向けの製品開発 (B to B) をメインとしていました。そんな企業が、今回開発したのは一般ユーザー向けの製品 (B to C) 「グラグラガード」。地震の揺れを感知し電気をストップ。地震による停電の復旧時に、傷んだ配線や家電などが通電により発火し、引き起こされる震災火災を防ぐために開発した、コンセントに設置するタップ型感震ブレーカーだ。



特許情報の活用が新製品開発のヒントに！

「出願されている特許の動向や技術に関する情報を収集し、分析する事で同業他社がどのような技術に注力しているか、今後発売されてきそうな製品はどのようなものかを想定し、業界の技術動向や市場ニーズを把握することができる。」とテンパール工業の知財担当者は話す。また、業界の技術動向や市場ニーズ、さらには、今後参入してくる企業の動向も把握できるという。その情報は、開発現場へと展開。モノづくりを行う現場との連携で、市場ニーズを捉えた新たな製品開発へと繋げていく。



IPランドスケープ支援事業

- 中小企業・スタートアップ等を対象に、市場、事業、知財の情報を経営・事業の戦略策定に役立てる活動（IPランドスケープ）を支援。
- 公募・審査を経て採択された申請者に対し、専門家が市場、事業、知財の情報を組み合わせて分析し、**結果の報告と経営層の意思決定に資する助言**を行う。



「経営」や「事業」に関する具体的な課題を解決するための戦略策定

専門家による分析、報告、助言

市場や事業等の情報

◆市場情報 ◆事業情報 ◆自社内部情報 ◆自社保有の他社情報

知財に関する情報

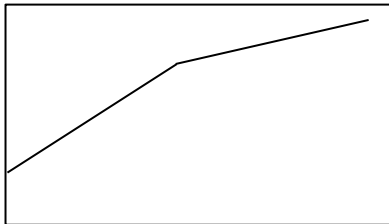
◆特許・意匠・商標 ◆技術・無形資産（論文・ブランド等）

(一例)

市場情報→市場規模の推移

検討する事業の市場規模推移

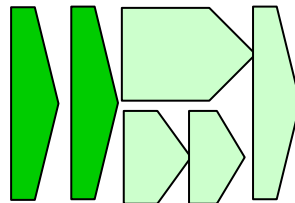
●●用肌着の市場は★★需要により今後も安定した増加が見込まれており、自社の新たな事業の柱として好適である



事業情報→バリューチェーン分析

検討する事業のバリューチェーン分析

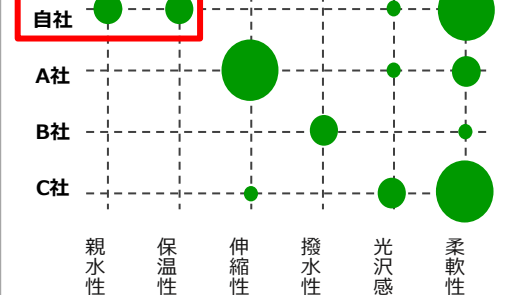
●●用肌着領域では、素材の調達、加工・・・では自社の既存の経営資源を活用できるが、◆◆は不足しており外部連携も含めて選択肢に・・・



知財情報→自社・他社の技術的な強み比較

自社・競合他社の保有特許の分析

親水性と保温性の両立は自社素材独自の特徴であり、この強みを活かすことができる領域への参入が望まれる



お問い合わせ先

INPIT知財戦略部営業秘密担当
E-mail : trade-secret@inpit.go.jp

営業秘密・知財戦略相談窓口（無料相談窓口）

- 知的財産戦略アドバイザーや弁護士等の専門家が**営業秘密管理を含む知財戦略**に関する相談に対応。
- 個別企業や支援機関のセミナーへの講師派遣（無料）、営業秘密・知財戦略ポータルサイトにおける情報発信、eラーニングコンテンツの提供等、中小企業を念頭に置いた普及啓発も実施。

支援・アドバイス例

- ✓ 秘密情報のリスト化、規程整備の実務
- ✓ ベテラン社員の退職における漏えい防止策
- ✓ 職務発明規程整備等への助言



中小企業等



知的財産戦略アドバイザー



知財総合支援窓口
情報処理推進機構／警察庁



お問い合わせ先

TEL : 03-3581-1101 (内線3844)
E-mail : trade-secret@inpit.go.jp



中小企業等の料金軽減制度

■ 中小企業等の皆様に納付いただく料金が減免されます。証明書類の提出も不要です。

特許庁中小企業応援宣言！



2023年4月版

2019年4月～ 中小企業等の料金減免制度のご案内

中小企業等の皆様が、特許庁に納付いただく
「出願審査請求料」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が減免されます。

証明書類の提出も必要なく、簡単な手続き
申請できます。

中小企業*の特許料金が **1/2** に

料金減免制度の
詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

小規模企業*・中小スタートアップ
企業*の特許料金が **1/3** に

料金減免制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

福島浜通り等の中小企業の特許料金が **1/4** に

*大企業の子会社である中小企業は除きます。

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料 : **1/2**に軽減

特許料（1～10年） : **1/2**に軽減

<PCT国際出願>

※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本の特許庁に日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : **1/2**に軽減

予備審査手数料 : **1/2**に軽減

国際出願手数料 : 納付金額の **1/2**相当額を交付

取扱手数料 : 納付金額の **1/2**相当額を交付

出願審査請求料・特許料の減免申請方法

特許査定



出願審査
請求書



特許料納付書
(1～3年目分)



特許料納付書
(4年目分)



特許料納付書
(10年目分)

出願審査請求料の減免を受ける際には、**【手数料に関する特記事項】に減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨を記載**します。

- 特許料の減免を受ける場合
特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、**減免を受ける旨**及び**減免申請書の提出を省略する旨**を記載します。
- 1～3年分の特許料の全額免除を受ける場合
「特許料減免申請書」を提出してください（特許料納付書の提出は不要）。（注意）
軽減を受ける場合は、特許料納付書に都度上記記載が必要となります。

料金減免申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人

出願審査請求書
／特許料納付書
+ 特記事項への記入

特許庁

減免を受ける旨の記載内容、
共同出願における審査請求書・
納付書への記載方法など
詳細な料金減免申請方法はこちら



(特許庁ホームページ)

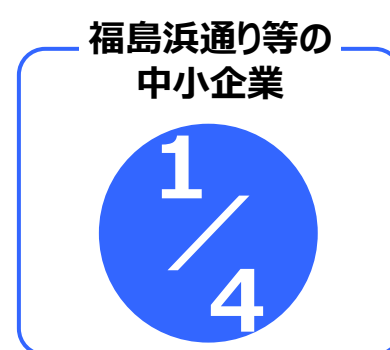
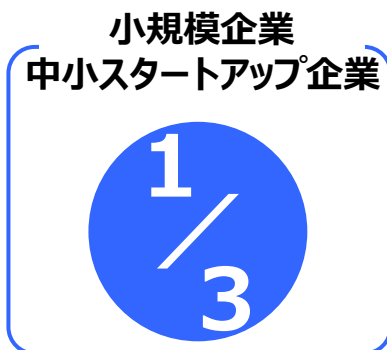
軽減制度における対象者及び対象者別軽減率

対象者	軽減率	
	出願審査請求料、特許料1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業（※）	1/2に軽減	1/2に軽減
小規模・中小スタートアップ企業	1/3に軽減	1/3に軽減
福島特措法の認定中小企業	1/4に軽減	1/4に軽減
大学等研究者、大学、高等専門学校、TLO、試験研究独立行政法人等、公設試験研究機関を設置する者、試験研究地方独立行政法人等	1/2に軽減	1/2に軽減
生活保護受給者、市町村民税非課税者	出願審査請求料、特許料1～3年分：免除 特許料4～10年分：1/2に軽減	軽減なし
所得税非課税者、事業税非課税者	1/2に軽減	軽減なし

※法人税非課税中小企業と研究開発型中小企業も含まれます。

国際出願に関する手数料の軽減制度・交付金制度

中小企業や大学等が、日本語でPCT国際出願を行う場合、軽減及び交付金の2つの制度により、**手数料負担が軽減**されます！



※大企業の子会社は基本的に対象外

申請時に安くなる

◇軽減制度◇

対象となる手数料

出願時：**送付手数料・調査手数料**

国際予備審査請求時：**予備審査手数料**

申請方法

願書又は予備審査請求書と同時に、
軽減申請書を提出してください

証明書の提出不要

申請後に交付される

◇交付金制度◇

対象となる手数料

出願時：**国際出願手数料**

国際予備審査請求時：**取扱手数料**

申請方法

願書又は予備審査請求書が特許庁に**受理された旨の通知書の
発送日後**、かつ、**手数料納付後6月以内**に交付申請書を提出し
てください

2024年1月1日以降に行う日本語でなされた国際出願又は予備審査請求については、手続時に、国際出願手数料又は取扱手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付することが可能となります。

国際出願手数料及び取扱
手数料に係る新たな支援
措置の詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

特許庁ホームページに「お助けサイト～通知を受け取った方へ～」を開設！

特許庁からの通知に対してどのように対応すべきか、わかりやすく紹介しています

コンテンツの特徴

- 1 「拒絶理由通知書」「特許査定」「登録査定」に対してとり得る対応をご案内
- 2 様式見本、拒絶理由の解説
提出日や料金の簡易計算ツールなども掲載
- 3 スマートフォンでも使いやすい仕様
- 4 一部の通知において、添付の「注意書」に本サイトへのQRコード^(※)を貼付し、サイトへのアクセスを容易に

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

お助けサイトはこちらから！

特許庁 お助けサイト



特許(登録)料支払期限通知サービス

- 2020年4月1日から特許料等の納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に「特許(登録)料支払期限通知サービス」を開始しました。

特許(登録)料支払期限通知サービスの流れ

(1)アカウント登録

(2)案件登録

(3)メール配信開始

特許(登録)料支払期限通知サービスの対象

設定登録後の特許料
(第4年分以降)

設定登録後の実用新案登録料
(第4年分以降)

設定登録後の意匠登録料
(第2年分以降)

設定登録後の商標登録料
(後期分)

次期商標更新申請登録料

特許(登録)料支払期限通知サービス



で検索!



その価値を、どう使うか
Rights
Japan Patent Office



知の経営が
ここからはじまる

知的財産を経営に生かす
中小企業20事例

その“価値”を、どう使うか

自社が保有する知的財産権を**経営資源**として

企業成長につなげるヒントがここに！

“Rights = 権利”で終わらせない、**知の経営**を後押しする入門書が完成。



基礎からわかる、
学びから実践へ導く
具体的かつ見やすい記事



発行：特許庁／2020年4月

問い合わせ先：

総務部普及支援課

03-3581-1101（内線2340）

全国の中小企業から
選りすぐり20事例を紹介

知恵の承継マニュアル

■ 事業承継における知財の承継に関するマニュアル

中小企業等の経営者年齢の高齢化が進む中、円滑な事業承継により企業の競争力の源泉である知恵（知的財産）を次世代に引き継ぐことは重要であるが、対策できている企業は多くない。

そこで…

2種類のマニュアルを作成！

● 経営者向け

事業承継をこれから検討する企業、
既に取組み始めている企業が注意すべき
事項のチェックリストを掲載！



チェック項目は連動

● 支援者向け

企業の事業承継の相談や支援を行う者が、
チェックリストの項目に沿って助言を
できるように各項目の詳細を説明！



○経営の知恵（知的資産・知的財産）の見える化・磨き上げチェックシート

経営者が記入した見える化・磨き上げチェックシートをもとに、今後の事業承継に取り組み際の必要事項等を確認してみましょう。

1. 準備	2. 見える化	3. 磨き上げ
チェック項目 （大項目）	2-1 自社の経営上の強みやよいところを裏付ける社内の知恵（知的資産・知的財産）を把握（特定・説明）できますか？	
チェック項目 （中項目）	①守るべき・承継すべき技術（記録可能なやり方、方法、手段）は特定できていますか？	
現状と課題	自社の技術に社内でのどのような要素（知的資産・知的財産）が関係しているのかを整理したことがない、整理しようとしているが実施出来ていない等の理由により、事業の継続に不可欠な技術は特定できていない。	
未対応時の リスク （一例）	事業を構成する技術を漏れなく承継することができず、非効率な実施となり多大なリスク（品質面、納期面ほか）を抱えてしまう。	
事業承継・ 知財面での 対応策 （一例）	事業（とある製品の製造）において、どのような技術や知財権が必要なのか、製品別に整理する。 製品別の整理内容を集約し全体像を俯瞰して見ることで承継の不可欠な技術を洗い出す。 洗い出された技術に対して記録可能な形で見える化する。	
【メモ】 関係した内容等について書き込む		
【今後の支援について】 今後の対応事項の確認事項等を記載		

～さらに！海外展開したい～

海外展開知財支援窓口（無料相談窓口）

- 企業における豊富な知的財産経験と海外駐在経験を有するスペシャリスト「**海外知的財産プロデューサー**」が、全国の中堅・中小企業等を**無料**で訪問します。
ビジネス活動で生じる技術流出リスク、海外企業との交渉・契約に際しての留意点等について、アドバイスいたします（電話・メール・WEBによる支援も可能です）。
- 海外展開に伴う技術流出リスクに関するセミナーや社内勉強会の講師として、海外知的財産プロデューサーを無料で派遣します。

海外知的財産
プロデューサー



支援（訪問等）



中堅・中小企業等

- ✓ 企業での豊富な知財経験
- ✓ 海外駐在経験

海外展開

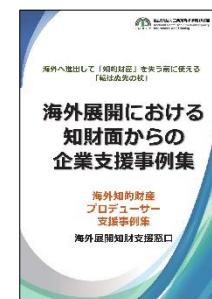
海外市場



お問い合わせ先

（独）工業所有権情報・研修館
海外展開知財支援窓口
TEL：03-3581-1101（内線3823）
E-mail：ip-sr01@inpit.go.jp

パンフレットもご覧ください。



外国出願補助金の概要

■ 外国出願に係る費用の1 / 2を助成します

支援対象者

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（ただし、みなし大企業を除く）
※地域団体商標の登録主体も対象

支援案件

応募時に既に日本国特許庁に対して出願済みであり、優先権を主張して外国へ同内容の出願を年度内に行う案件（商標は優先権主張がない案件も可）
※優先権主張をしないPCT出願（ダイレクトPCT出願）、ハーグ出願については、出願時に日本国を指定締約国に含むこと。

対象費用

- ①外国特許庁への出願手数料
- ②①に要する国内代理人・現地代理人費用
- ③①に要する翻訳費用

補助率

1/2 ※上限額

1企業あたり：**300万円**
1案件あたり：**150万円**（特許）

60万円（実用新案・意匠・商標）

30万円（冒認対策商標）

支援スキーム



審査請求補助金の概要

■ 外国出願の審査請求に係る費用の 1 / 2 を助成します

支援対象者

- ① 中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（ただし、みなし大企業を除く）
- ② 令和4年度までに、「特許庁 外国出願補助金」を利用し、出願した「特許」の案件で、審査請求期間内であること。

支援案件

- ① 外国出願支援事業利用企業・利用特許案件であること
- ② 他事業において、同様の補助を受けていないこと など

対象費用

- ① 審査請求料
- ② 審査請求に要する国内・現地代理人費用
- ③ 審査請求と同時の自発補正にかかる庁費用
- ④ ①、③にかかる翻訳費

補助率

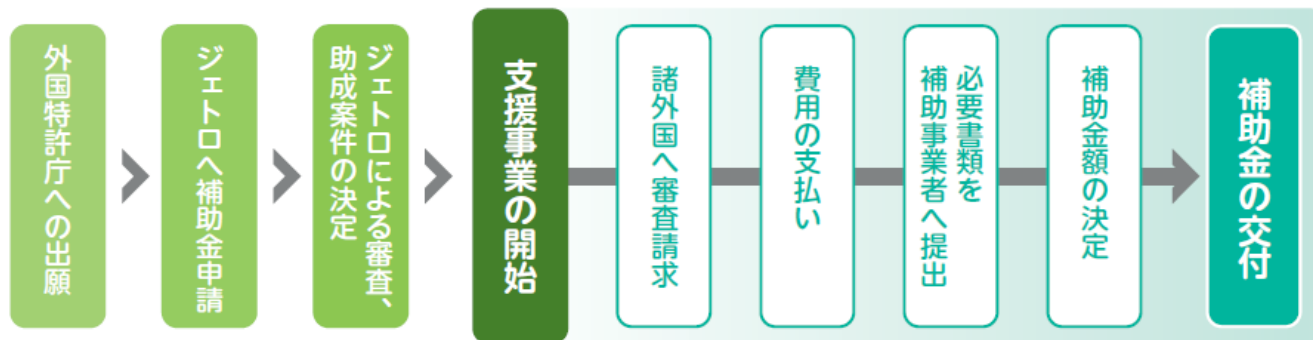
1/2

※上限額

1企業あたり：60万円

1案件あたり：20万円

支援スキーム



中間応答補助金の概要

■ 外国出願の中間応答に係る費用の1 / 2を助成します

支援対象者

- ① 中小企業者または中小企業者で構成されるグループ（ただし、みなし大企業を除く）
- ② 「特許庁 外国出願補助金」を利用し出願した特許のうち、4庁（米国、欧州、中国、韓国）から、「拒絶理由通知」を受領している案件であること。
- ③ 拒絶理由に「新規性」、「進歩性」が指摘された案件であること。
- ④ 採択後に、応答手続きを行い、応答期限内の対応が可能な案件であること。

支援案件

- ① 外国出願支援事業利用企業・利用特許案件であること
- ② 他事業において、同様の補助を受けていないこと
- ③ 新規性及び進歩性に関する拒絶理由であること
- ④ 期限内の応答が担保できること など

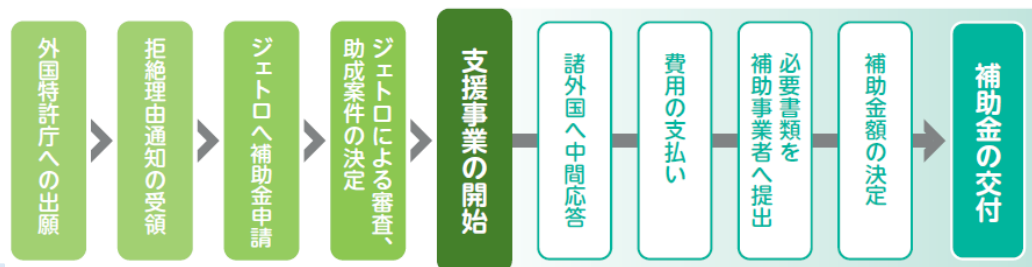
対象費用

- ① 中間応答に要する外国特許庁への庁費用
- ② 中間応答に要する国内・現地代理人費用
- ③ 中間応答に要する翻訳費用

補助率

1/2 ※上限額 1企業あたり：**30万円**

支援スキーム



模倣品対策支援の概要

■ 模倣品対策にかかる費用の2 / 3を助成します

支援対象者

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

- ①対象国において、特許、実用新案、意匠、商標を保有していること
- ②権利侵害の可能性を示す証拠があること

対象費用

- ①模倣品調査（製造元や流通経路の把握）
- ②調査結果に基づく警告文作成、行政摘発、取締り
- ③調査結果に基づく税関登録、税関差止請求、模倣品販売サイトの削除申請
- ④代理人費用

※①～③について、国・地域によっては実施できない可能性もございますので事前に補助金申請先のジェットロにご相談ください。

補助率

2/3 ※上限額：400万円

<サポート型支援>



<セルフ型支援>

令和元年度より、支援決定後、調査会社との契約・対策の実施をジェットロの支援を受けず、自社で行うセルフ型の支援を設置しました。当支援制度の詳細はジェットロ知的財産課までお問い合わせください。

冒認商標無効・取消係争支援事業の概要

- 冒認商標を取り消すために要する費用の2 / 3を助成します。

支援対象者

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

取り消そうとする冒認商標と同一又は類似の商標権を日本国で保有していること。
※商標が同一又は類似及びその商標を使用する商品・役務が同一又は類似であること。

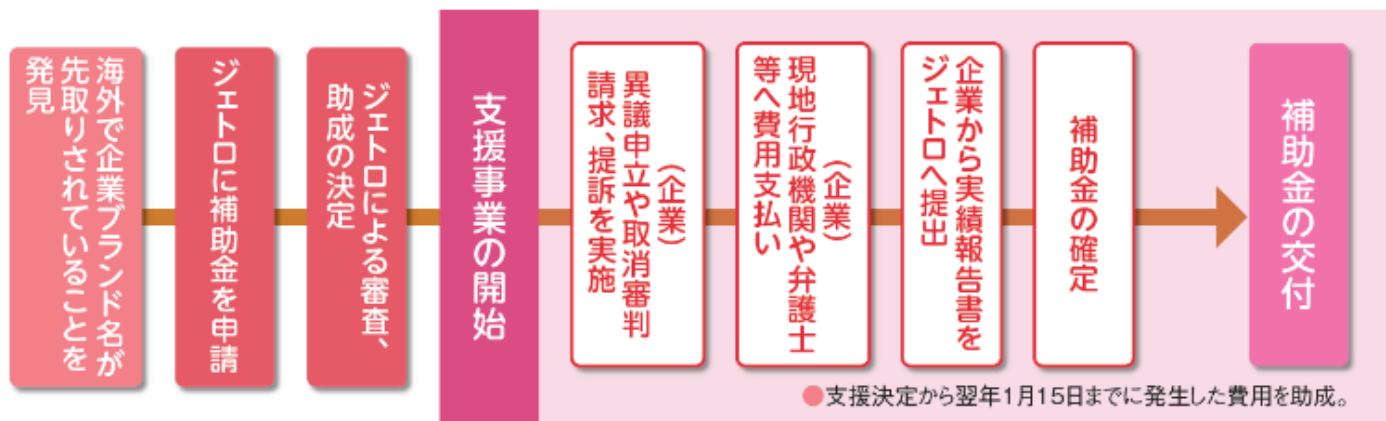
対象費用

- ① 冒認商標を取り消すための、異議申立て、無効審判請求、取消審判請求に要する費用
- ② ①に要する弁護士、弁理士等の代理人費用（和解金・損害賠償金は含まず）

補助率

2/3 ※上限額：**500**万円

支援スキーム



防衛型侵害対策支援事業の概要

- 海外での知財係争対応にかかる費用の 2 / 3 を助成します。

支援対象者

中小企業者または中小企業者で構成されるグループ
※地域団体商標の登録主体も対象（ただし、みなし大企業を除く）

支援要件

海外において、外国企業から以下の①～③の理由により権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を提起される等の係争に巻き込まれている中小企業。

- ①冒認出願等により現地の産業財産権を海外企業に先取されている。
- ②現地の産業財産権を保有しつつも、事業を実施していない企業から権利行使されている。
- ③無審査によって取得できる現地の産業財産権が海外企業との間で並存している。

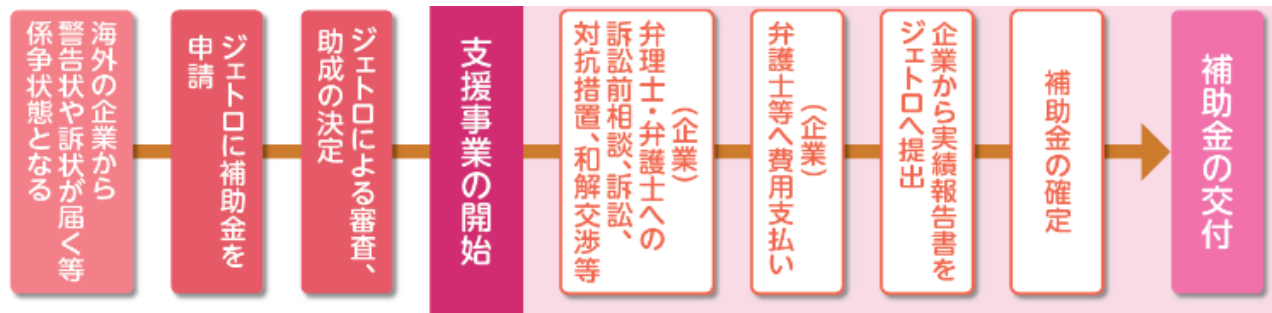
対象費用

弁理士・弁護士への相談等費用、訴訟費用、対抗措置・和解に要する費用など
(和解金・損害賠償金は含まない。)

補助率

2/3 ※上限額：**500**万円

支援スキーム



● 支援決定から翌年1月15日までに発生した費用を助成。



海外知財訴訟費用保険の概要

- 海外において知財訴訟に巻き込まれた場合に、応訴等するための費用を補償する海外知財訴訟費用保険の加入に要する費用を助成

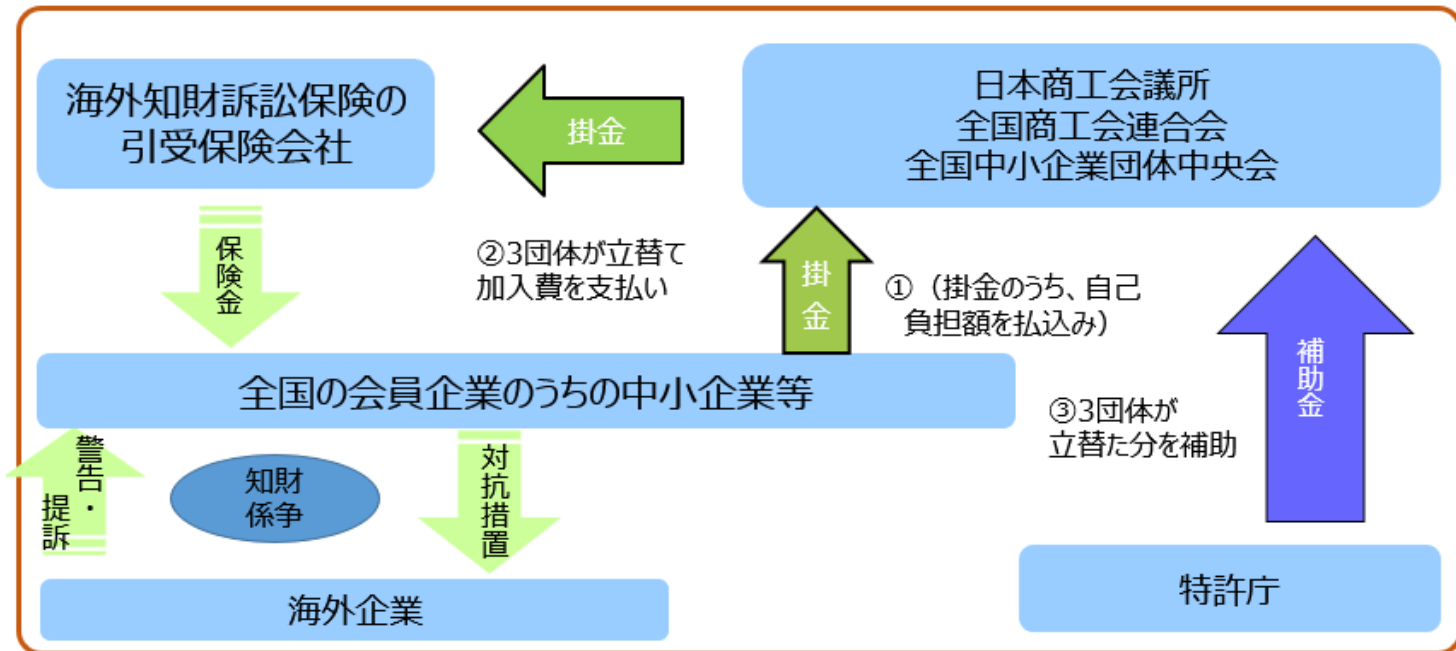
事業概要

- ✓ 中小企業が本保険に加入する際の掛金の一部を補助
補助率：1 / 2（2年目以降の更新の場合は、1 / 3）
- ✓ 対象は日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の会員中小企業（ただし、みなし大企業を除く）

お問合せ先

- 日本商工会議所 03-3283-7832
- 全国商工会連合会 03-6206-6264
- 全国中小企業団体中央会 03-3523-4904

【事業イメージ】



～困ったらまずはここに相談！～

知財総合支援窓口（無料相談窓口）

- 中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しています。
- より専門的な内容の相談は、弁理士・弁護士・ブランドアドバイザーといった専門家及び様々な関係支援機関と連携して支援を行い、効率的・網羅的な支援を提供しています。

ポイント1

相談無料、もちろん秘密厳守です！

ポイント2

経験豊富な企業OB等の窓口支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！訪問、電話、Web等による支援も可能です。

ポイント3

専門家からのアドバイスも無料で受けられます！

1100を超える支援事例や知財コラム等を紹介しています。

知財総合支援窓口、知財ポータル



で検索！



INPIT 知財総合支援窓口

INPIT(インピット)は、特許庁と連携しながら
企業における知的財産活用を支援する公的機関です。



日本の中小企業経営を支えたい
あなたの会社にも他者に負けない「何か」があるはず。その「何か」を認識していませんか？

知財の面から、知財総合支援窓口がサポートします！



訪問支援可



相談無料



秘密厳守

まずはお電話ください！

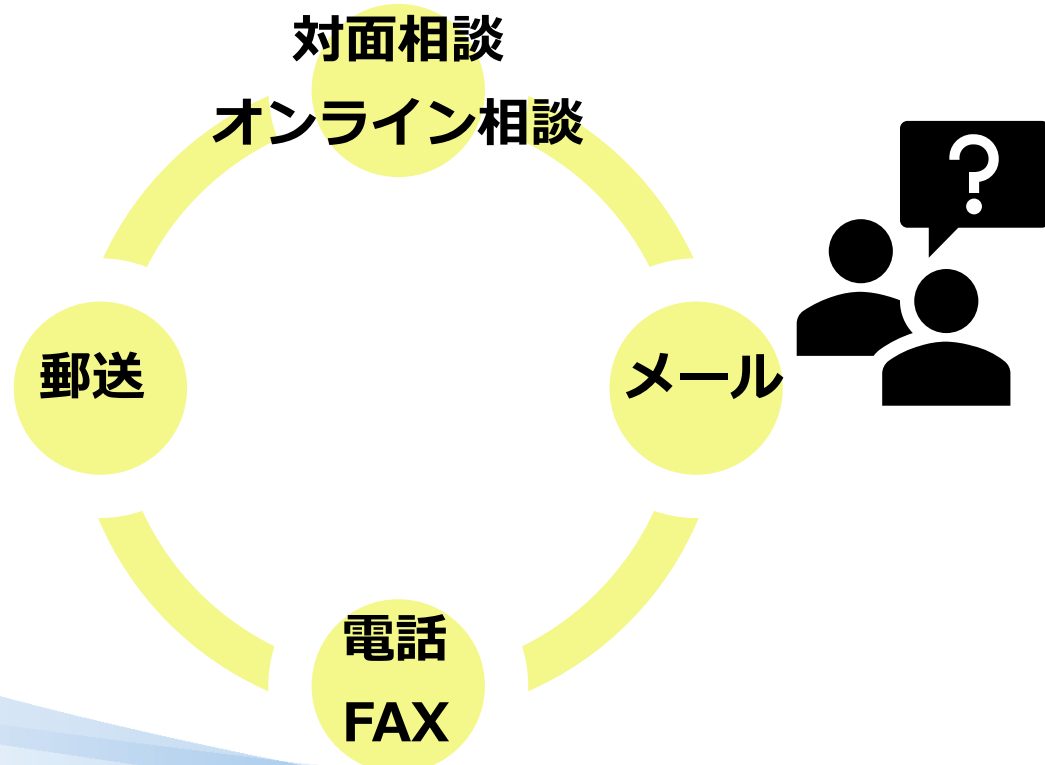
0570-082100

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなげいたします



産業財産権相談窓口（無料相談窓口：特許庁庁舎1階）

- 特許庁庁舎の1階に相談窓口を開設。手続一般について、無料で相談に対応。
- 専門性の高い相談に関しては、特許庁関連部署と連携し対応。
- 対面相談及び電話相談は直ちに回答。



手続は誰でもできる？
登録までにかかる費用は？
権利を譲渡したい
住所・名称が変わった

お問い合わせ先

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)
公報閲覧・相談部 相談担当
TEL : 03-3581-1101 (内線2121~2123)
お問い合わせフォーム：
<https://www.inpit.go.jp/form/0004.html>

中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業概要

【目的】 中小企業と関わりが深い地域金融機関と連携し地域・中小企業における知的財産の有効活用を促進

【課題】 金融機関には特許等の知的財産に着目しアドバイスできる人材が不足（知財の観点による事業性評価）

【対応】

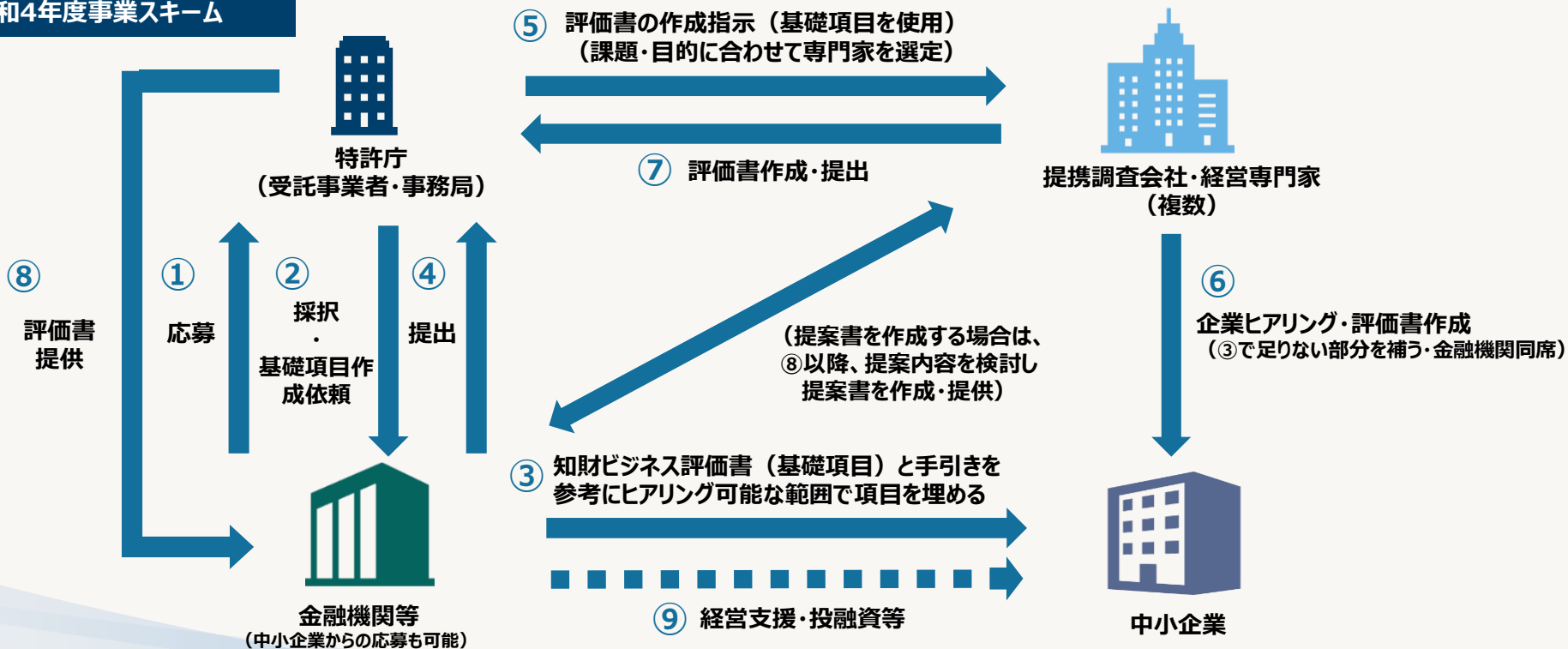
1. 知財ビジネス評価書：

中小企業の経営力の源泉となる技術力やブランド力等の知的財産と事業との関係性を調査会社が評価したレポートを提供。

2. 知財ビジネス提案書：金融機関と専門家が、評価書の内容を基に提案内容を検討し、取りまとめた提案書を提供。

3. 普及啓発：これまでに作成したパンフレットや取組事例をポータルサイトに掲載。

令和4年度事業スキーム



～知財についてもっと勉強したい！～

知的財産相談・支援ポータルサイト

- 産業財産権相談窓口に寄せられる「よくある質問と回答」を掲載。
- よくある質問のほか、申請書類一覧ページや書き方ガイドもありますので是非ご利用ください。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

知的財産相談・支援ポータルサイト

産業財産権 営業秘密・知財戦略 海外展開の知財支援

よくある質問と回答

- > 権利の種類で調べる
- > 手続きの流れで調べる
- > 各種申請書類一覧(紙手続きの様式)
- > 料金一覧
- > キーワード検索

産業財産権相談窓口

- > ご相談はこちらへ

参考となる資料

- > 書き方ガイド
- > English

特許庁

J-Pat Pat 特許情報プラットフォーム

知財総合支援窓口

独立行政法人 工業所有権情報・研修館

特許情報支援事業

権利の種類で調べる

【注意】
産業財産権相談窓口は、感染予防に配慮し、通常通りサービスを実施しております。ご来訪の際はマスクの着用及び手指消毒等をお願いいたします。また、特許庁庁舎においては検温を実施していません。発熱症状等が見られた場合、入館をお断りさせていただきますので、ご了承ください。
なお、電話・郵送・FAX・お問い合わせフォームによるWeb相談につきましては引き続き対応させていただきますので是非ご利用ください。

※令和2年12月28日の省令改正により、押印が不要になった手続きがございます。各記事内の押印に関する記載は適宜最新の省令改正に沿って改訂いたします。
なお、押印が不要になった書面において押印がされた場合であっても、手続きに影響はございません。
詳しくは、以下をご覧ください。
[経済産業省関係省令の一部を改正する省令改正による押印を求める手続きの見直しについて](#)

特許

- > 特許って何？(5)
- > 出願書類の書き方ガイド(13)
- > 特許申請書一覧(1)
- > 手続の流れ(35)
- > 特許修正書の記載例(19)

実用新案

- > 実用新案って何？(6)
- > 出願書類の書き方ガイド(11)
- > 特許申請書一覧(1)
- > 手続の流れ(31)
- > 特許修正書の記載例(2)

意匠

- > 意匠って何？(4)
- > 出願書類の書き方ガイド(13)
- > 特許申請書一覧(1)
- > 手続の流れ(24)
- > 特許修正書の記載例(9)

特許・意匠・商標に関する質問にはチャットボット（ピットくん）がお答えします。
是非ご利用ください。



<URL><https://faq.inpit.go.jp>

知的財産相談・支援ポータルサイト



で検索！



お問い合わせ先

(独) 工業所有権情報・研修館 (INPIT)
公報閲覧・相談部 相談担当
TEL : 03-3581-1101 (内線2121~2123)
お問い合わせフォーム：
<https://www.inpit.go.jp/form/0004.html>

IP ePlat (知的財産 e-ラーニングサービス)

- INPITでは、知財制度を学ぶことができる教材をインターネットを通じて無料で提供しています。
- 知的財産制度だけではなく、営業秘密管理やスタートアップ関連など、100以上のコンテンツを提供中です。
- ユーザー登録の有無を問わず、全ての学習教材が視聴可能です。
- ユーザー登録して、ログインしてご利用いただくとテスト機能や、受講状況の管理など充実したe-ラーニング環境で、ご利用いただけます。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
National Center for Industrial Property
Information and Training

言語選択 ● Japanese ○ English
使い方

ユーザーID
パスワード
ログイン

ユーザー新規登録
パスワードをお忘れの方
ユーザー登録のメリット

ポップアップブロックを解除してご利用ください。
https://www.inpit.go.jp/jinzai/ipeplat/info_20211216.html

検索

おすすめコース すべての教材がログインなしで視聴頂けます。

知財マネジメント 人材育成教材 教 材紹介編	知財マネジメント 人材育成教材 セ ミナー紹... ...	経営における知財 戦略事例集につ いて4年... ...	スタートアップの 知財・法務の勘所	ライフサイエンス 分野の審査基準等 について
新たな道へ！聞き 逃さない知財のキ ーワード	出展前の確認が重 要！展示会をムタ にしない... ...	資金調達に向けた 知財という新たな 視点	知財マネジメント 人材育成教材の紹 介	特許審査実務の概 要2022

初心者向け説明会 実務者向け説明会 全てのコースはこちら! スマートフォン版

- パソコン、タブレットをご利用の方

【URL】 <https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>



※ ポップアップブロックを解除してご利用ください。

- スマートフォンをご利用の方

右記のQRコードから
アクセスが出来ます。



お問い合わせ先

(独) 工業所有権情報・研修館(INPIT) 知財人材部 電子研修担当
TEL : 03-3581-1101 (内線3907)
E-mail : ip-jz01@inpit.go.jp



知的財産を学ぶ動画サイト「もうけの花道」

- 動画配信により、中小企業が抱える様々な知的財産に関する問題・課題に対して企業の取り組み事例を交え、対処法や支援施策等を紹介。
- 興味のある/必要なテーマから選んで、効率の良い学習を行えます。

もうけの花道はこんな方におススメ！

！時間がない方



動画 1 本は 3 – 5 分程度！

通勤のバス車内や就寝時間の少しの時間を使ってコツコツと学習できます。

**！知財で何ができるのか
具体例を知りたい方**



活用事例を豊富に揃えています！

知財を活用して経営に活かしている中小企業の事例を50例以上紹介しています。

**！モチベーションが
続かない方**



楽しんで学ぶことができます！

「もうけの落とし穴」はアニメの失敗事例紹介コーナー。活用事例の動画も含め、楽しく学べる構成を工夫しています。

セミナー、研修の案内（INPIT開催分）

アイデア・研究開発

知財の取得・活用・海外展開

【初級】

- ◆ J-PlatPat講習会（無料）
- ◆ （初級）特許情報活用研修（先行調査を覗いてみよう！）（有料 ※中小企業等は免除規程あり・オンライン）

- ◆ （初級）知的財産権研修（有料・オンライン）
- ◆ ケーススタディ人材育成教材（国内編・海外編）普及セミナー（無料・グループワーク型（リアル・オンライン））

【中級】

- ◆ 意匠調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン）
- ◆ 特許調査実践研修（有料・オンライン）（大阪工業大学との共催）
- ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略等]（無料、依頼により出張開催も可能）

- ◆ IPランドスケープに関する研修【仮名】（有料 ※中小企業等は免除規程あり・オンライン）
- ◆ グローバル知財戦略フォーラム（無料・東京）
- ◆ 知財活用支援セミナー等[営業秘密、知財戦略、海外展開等]（無料、依頼により出張開催も可能）

【上級】

- ◆ （上級）特許調査研修（審査官の視点に近づこう！）（有料・オンライン・東京（オンラインと座学のハイブリッド））
- ◆ 高度検索閲覧用機器講習会（無料・東京および大阪）

各セミナーの詳細については
[INPITホームページ](#)> イベントカレンダー
からご確認いただけます。



(ご参考) 知的財産管理技能検定のご案内

知的財産管理技能検定とは

- 企業等における知的財産マネジメントに関する知識と技能を測る**国家試験**
- 政府の「知的財産推進計画」で**推奨**
- 合格者は**国家資格**「知的財産管理技能士」を取得
- **中小企業からも多数受検**

社内に知的財産管理技能士がいるメリット

- **競争優位の構築、ブランド構築**などの知財活動の実践で事業成長を実現可能
- **他社権利侵害予防や自社権利の保護**などリスク回避可能
- **弁理士等専門家と効率的なコミュニケーション**が可能
- **専任部署ではなく兼任担当による知財マネジメント**が実現可能

令和5年度実施予定

第45回 試験日 **2023年 7月9日** 日 申込受付期間 2/16～6/1

第46回 試験日 **2023年 11月18日** 土 申込受付期間 6/19～10/11

第47回 試験日 **2024年 3月10日** 日 申込受付期間 10/26～1/30

2023・2024年度版

知的財産管理 技能検定

国家試験

社内に知的財産管理技能士がいるメリット

- ・競争優位の構築、ブランド構築などの知財活動の実践で事業成長を実現可能
- ・他社権利侵害予防や自社権利の保護などリスク回避が可能
- ・弁理士等専門家と効率的なコミュニケーションが可能
- ・知財専任部署を設けなくても兼任担当による知財マネジメントが実現可能

知的財産教育協会

詳しくはこちらをご確認ください

<https://www.kentei-info-ip-edu.org/>



特許庁からのお知らせ

- 中小企業関連お得情報は、twitter「**特許庁中小企業支援チーム**」

産業財産権専門官の活動情報や、
中小企業向けのお得な情報を発信！



- 特許行政の“いま”がわかる！広報誌「**とつきよ**」

様々な特集テーマで、
知財についてご紹介しています。
最新号はこちらから▷



- これから知財を勉強する方必見！！公式YouTubeチャンネル「**JPOちゅーぶ**」

これから知財を学ぶ方向けの情
報をお届けしています。

チャンネル詳細はこちらから▷



無料でセミナー講師として伺います！

- 特許庁職員の産業財産権専門官が、中小企業様向けの講師として伺います！
- 知財をうまく活用すれば「自社を元気にする」ことができます。派遣にかかる旅費、謝金等は一切不要です！
- 知財経営を知るきっかけとしてぜひご活用ください！

1. セミナーの開催例

<講義概要>

- ・中小企業の社員研修の一貫として実施
- ・40名の社員が参加（少数、他社からの参加あり）

<講義内容（90分）>

1. 知的財産・知的財産権とは？
2. 中小企業・知的財産経営のススメ
3. 特許庁の中小企業支援策について

講義概要などはあくまで一例です。

講義内容、時間、開催日についてはご相談によりカスタマイズすることができます！

土日、夕方から開催のセミナーも受け付けております！



2. 開催先

- ・中小企業
- ・自治体や官公庁
- ・中小企業支援機関等
- ・金融機関 等



3. お申し込み・お問い合わせ

下記までお気軽にご連絡ください！

**特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官**

**TEL : 03-3581-1101
(内線2340)**

E-mail : PA0661@jpo.go.jp



特許庁 産業財産権専門官



で検索！

ご清聴ありがとうございました

産業財産権専門官の派遣、本説明会の内容に関する
ご質問等は下記までお問い合わせください。

特許庁 総務部 普及支援課 産業財産権専門官

TEL : 03 - 3581 - 1101 (内線2340)

E-mail : PA0661@jpo.go.jp

